

建設環境常任委員会会議録

〔令和 6 年 12 月定例会〕

12 月 13 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和6年12月13日（金） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議 案 第58号	筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道 工務課	3
	議 案 第68号	令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	上下水道 料金総務課 ・工務課	12
	議 案 第69号	令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）について	上下水道 料金総務課 ・工務課	14
	議 案 第70号	令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）について	上下水道 料金総務課 ・工務課	17
	所管事務 調 査	有機フッ素化合物（PFAS）について	上下水道 工務課	19
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について（平等寺地区）	環境課	26
	所管事務 報 告	市指定ごみ袋として使えるレジ袋の販売について	環境課	35
	所管事務 報 告	第三次筑紫野市環境基本計画の見直し（素案）について	環境課	40
	所管事務 調 査	プラスチック廃棄物の削減方針について	環境課	47
	所管事務 報 告	筑紫野市農業委員会の改選について	農政課・ 農業委員会	52
	所管事務 報 告	地域計画の策定について	農政課・ 農業委員会	54
	所管事務 報 告	二日市温泉事業協同組合が管理する温泉タンク破損事故の状況について	商工観光課	57
	陳情・要望等 第9号	ロシア侵攻等対応し5/29大幅改正の農業基本法適切実行のため現在不備の市管理農業用水路等の堆砂上げ等維持管理・地元協力等を確実に整備し用水路機能不全や同溜マス多量乾電池不法投棄事件発生防止のため等先進他市同様「法定外公共物管理条例」制定等のお願いに関する陳情	管理保全課	61
	陳情・要望等 第10号	市道に対する越境の件	管理保全課	64
	所管事務 報 告	公園施設長寿命化促進事業の進捗状況について	管理保全課	76
	所管事務 報 告	総合公園大型複合遊具補修事業について	管理保全課	77

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和6年12月13日（金） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務 調 査	天拝公園内の道路整備状況について	土木課	80

令和6年第5回（12月）筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会

○日 時

令和6年12月13日（金）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮崎吉弘	副委員長	段下季一郎
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	城健二
委員	前田倫宏		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

議員	八尋一男	議員	山本加奈子
議員	佐々木忠孝	議員	赤司祥一
議員	西村和子	議員	坂口勝彦
議員	白石卓也	議員	吉村陽一
議員	檜木孝一	議員	古賀新悟
議員	春口茜		

○出席説明員（19名）

建設部長	野田清仁	土木課長	深見勝彦
土木整備担当係長	坪井望	管理保全課長	菊武秀明
公園担当係長	原田裕介	環境経済部長	平嶋顕治
上下水道料金総務課長	山田和成	財務管理担当係長	勇川大輔
料金担当係長	猿渡康弘	上下水道工務課長	山田学
給排水担当係長	前川恒夫	水道担当係長	鶴岡靖生
下水道担当係長	新山武志	環境課長	益永晃
環境保全・廃棄物担当係長	小椎尾公憲	農政課長	松永崇臣
農政担当係長	湊崎雄貴	農業委員会担当係長	黒屋和孝
商工観光担当係長	武藤智史		

○出席事務局職員（３名）

局長 荒金 達
主任 本間 俊 充

課長 高 木 美智子

開会 午前9時00分

○委員長（宮崎吉弘君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

傍聴の件をお諮りします。本委員会に7名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告をしておきます。

会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。今回は、議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することとしておりますので、必ずマイクを使用した発言に心がけていただくようお願いしておきます。また、携帯電話等をお持ちの方は、傍聴も含めて電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてなど、ほか3件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

まず初めに、議案第58号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

まず、部長がお見えですので、本件について執行部から職員の紹介を含めてお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） おはようございます。環境経済部長の平嶋でございます。本日は議案4件、所管事務報告6件、所管事務調査2件の審査のほどよろしくお願いいたします。

まず、説明員の紹介をそれぞれさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○上下水道工務課長（山田 学君） 皆さん、おはようございます。上下水道工務課長の山田学です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） おはようございます。上下水道料金総務課の山田和成と申します。よろしくお願いいたします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おはようございます。上下水道料金総務課で財務管理担当の係長をしております勇川大輔と申します。よろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課で給排水担当の係長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をしております鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道工務担当をしております新山です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） お願いします。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） すみません、もう一名、料金総務課の料金担当係長が本来出席する予定でございましたけど、ただいまお客様対応をしており、終了次第合流させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） はい、よろしくお願いいたします。

では、説明をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 議案第58号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書は35ページです。提案内容補足説明書43ページをお開きください。端末のほうも同じページです。

水道法施行令及び水道法施行規則が、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の政令等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）の制定により改正されており、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められているため、当該部分を参照している本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としては、水道事業に携わる人材の減少に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科、土木科以外の課程の追加、また現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道、道路、河川等に関する実務経験を含める等の改正を行うものです。

これについての施行期日については、令和7年4月1日を予定しております。

次のページに新旧対照表を添付しております。アンダーラインの部分となりますが、今

回の水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、本市の公営企業で定めている今回提案させていただいている条例案について、条例の第3条の布設工事監督者の資格と第4条の水道技術管理者の資格を一部改正するものです。

なかなかこの新旧対照表では分かりにくいので、お配りしている資料5ページを御覧ください。端末のほうも同じページです。

まず、布設工事監督者の資格要件について説明させていただきます。布設工事監督者とは、水道施設の新設や浄水処理、消毒に係る施設等の増設や大規模な改造などにおいて、施工監督を行う者のことを言います。水道事業における大規模的なハード面に関しての資格要件と捉えてもらおうと分かりやすいかと思います。

左の欄に改正後、右の欄に改正前を記載しております。改正後どうなるかと申しますと、左の表を御覧ください。

まず（1）については、大学卒業の学科が土木工学科またはこれに相当する課程の人については、技術上の実務経験が3年以上で布設工事監督者になることができるようになります。その上で、表の一番下、枠外に記載しておりますが、技術上の実務経験年数が、今までは全て水道に関する実務経験でなければならなかったものが、水道に関する実務経験は3年の半分、1年6月でいいですよ。あと半分は工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験があれば布設工事監督者の資格対象者ということになり、今までより取得条件が緩和されたことになっております。この考えは、以下の表の（2）から（11）についても全てこの考えになっているところです。

次に（2）大学卒業の学科が機械工学科、電気工学科またはこれに相当する課程の人は、技術上の実務経験4年以上でオーケーとなります。

次に（3）短大卒、高専卒等の学科が土木科またはこれに相当する課程の人は、5年以上でオーケーです。

次に（4）短大卒、高専卒等の学科が機械科、電気科、またはこれに相当する課程の人は、6年以上でオーケーとなります。

次に（5）、（6）高校卒業等についても先ほどの考えと同様の考えで、それぞれ7年以上、8年以上でオーケーとなります。

次に（7）水道の工事に関する技術上の実務経験しかない場合は、10年以上でオーケーです。

次に（8）大学で土木工学科またはこれに相当する課程を卒業して大学院へ進み、1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した人、または大学の専攻科へ進み、

衛生工学もしくは水道工学に関し専攻を修了した人は、2年以上でオーケーとなります。

機械工学科、電気工学科またはこれに相当する課程を卒業して大学院へ進み、1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した人、または大学の専攻科へ進み、衛生工学もしくは水道工学に関し専攻を修了した人は、3年以上でオーケーとなります。

次に（9）外国の学校については、それぞれ先ほどの1から6に規定するとおりです。

次に（10）技術士（第2次試験のうち上下水道部門合格者）で、選択科目が上水道、工業用水道の人は1年以上でオーケーです。

最後に、1級土木施工管理技士の合格者は3年以上でオーケーということで、新たに増えているところです。

ページをめくっていただき6ページ、次に水道技術者の資格要件について説明させていただきます。

水道技術管理者とは、水道事業における水質等の基準の遵守、給水の判断など技術上の実務に係る者を言います。水道事業におけるソフト面に関しての資格要件と捉えてもらうと分かりやすいかと思います。

左の欄に改正後、右の欄に改正前を記載しております。改正後どうなるかと申しますと、左の表を御覧ください。

（1）については、さきに説明させていただきました布設工事監督者の資格を有する者でよかったのが、大学卒業の表の（1）－1、短大、高専卒業等の表の（1）－2、高校卒業等の（1）－3において、土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を履修した人が、それぞれ3年以上、5年以上、7年以上の技術上の実務経験でオーケーとなります。

大学卒業、短大、高専卒業等、高校卒業等の（2）、（4）は、それぞれ文言の整理がなされているところです。

次に（3）水道に関する技術上の実務経験しかない場合は、10年以上でオーケーです。

次に（5）外国の学校については、それぞれ先ほどの（1）、（2）、（4）に規定するとおりです。

次に（6）国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程修了者については、技術上の実務経験の定めはありません。

次に、新しく増えたものが二つあります。（7）技術士（第2次試験のうち上下水道部門合格者）で、選択科目が上水道、工業用水道の人は、1年以上技術上の実務経験があればオーケーとなります。もう一つは、1級土木施工管理技士の合格者は、3年以上技術上

の実務経験があればオーケーとなりました。

説明は以上です。議案第58号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回の条例改正の主な目的が、技術職の確保が難しいというところで、現在、筑紫野市で有資格者がどれぐらいいらっしゃるのかということと、現在の市職員の中で、この表に照らし合わせて、あともう少しいくところを資格を取るためにやると有資格者になれるような方というのはどれぐらいいらっしゃるのか。例えば、最後に説明いただいた6ページの水道に関する技術上の実務経験のみというところで、10年以上その業務に携わっている方がいれば、今8年ぐらいだったら、その人にきちんと資格を取っていただくとか、その下の6番目の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受ける者が行う講習の課程修了、これを受ければ資格者になれるんだといったところ、今後、市の中でこういう手だてを取れば有資格者になれるという方がどれぐらい対象として見当できるか、そういうところをお伺いしたい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず布設工事監督者につきましては、現在筑紫野市で8人の対象者がいます。水道技術管理者につきましては15人います。

例を挙げて申しますと、今年度10月にちょっといろいろありまして異動しました東という職員がいますけども、そちらがあと半年、水道のほうでしていれば、変わる以前の話になりますけども、半年もし水道でずっといてもらっていたら布設工事監督者に該当するような形になっていたんですけども、ちょっといろんな事情がありまして異動になりましたので、またそれは変わりますけども、古い体制の古い条例の話で言えば、半年水道のほうでやればよかったという流れになるのかなとはちょっと考えていたところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それは経験年数のところでだと思うんですが、例えば、先ほど言った水道技術のほうの（6）ですね、講習の課程を修了した者というのに対してどなたが行けるようなということはないんでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 水道工務担当のほうは基本的に毎年誰か、例えば新しく異動で入ってきた者がこの講習を受けに行っているような状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ということは、こういう条例の改正が行われれば、確実に有資格者を確保するような手だてはこの間も取っているということなんですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そのとおりでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 新旧で比較しますと、土木であるとか機械、電気に相当する学科というものが大きく変更になったのかなと。あとは実務経験によるものだと思うんですけども。先ほどの質問の中で、現在の有資格者の状況といたしまして、布設工事管理者に関しては8名で、水道技術管理者においては15名ということだったんですけども、今回その土木等が追加されることに伴ってどれくらい増えるのかということも教えていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 申し訳ありません、そこまでまだ把握しておりません。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、目的としては人材、資格者を増やすということであれば、そこはやっぱりもう少し精査してもらいたいかなとは思っています。

その中で、布設工事者の資格要件の中で、1点実務経験が増えている箇所がございます。改正前ですと大学院のところでございます。通常1年以上と2年以上というところがありますけれども、改正後においては若干変わっている部分もございます。土木工学科と機械工学科もしくは電気工学科に相当する課程が追加されてはおりますけれども、その実務経験においては2年以上と3年以上と、いずれも1年以上増えているわけでありまして、ちょっとこら辺の説明をお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 改正後の一番下の文言になりますけれども、結果的に、改正前であればいろいろ、衛生工学または水道工学を履修とか、そういった縛りとかもありまして、改正後はその技術上の実務経験年数の半分は水道に関する実務経験でいいとか、

残りの実務経験年数については、例えばうちの職場で言えば下水道、道路、河川とか、そういう、要は土木課がやっている仕事、そういった実務経験も算入可能ということで半分になるわけなんですね。というところで、やっぱり結果的に改正前より短くできているような状況にはなっているのかなと考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 説明を聞くとなかなか厳しい何か資格があるようで、この実務経験は官と民とあるでしょうけど、その証明者は。誰が証明するんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） これ、布設工事監督者も水道技術管理者もですけども、国家資格ではないんですね。資格の基準に該当しておけば、その監督者なり水道技術管理者になれるんですけども、免状などは特にないということになっております。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 例えば、こういう市役所とか県とかいったときは市長とか知事が証明するとか、民間企業であれば……。悪意があれば何か作為的にされるような気もするんだけど、その辺の対策は。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 私もいろいろ読み込んだ中で、誰が水道技術者かというのを明らかにしておけばよいというふうなことになっておりまして、例えばうちで言えば今、鶴岡係長が水道技術管理者ということで、例えばいろんなそういった水道技術に関するやらなければいけないことに関しましては、水道技術管理者というところの決裁を打つような感じで対応している状況です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） それと、山神水道企業団で技術者がおるというのは当たり前の感じがするんだけど、市役所でやっぱり資格者が要るとかいう、その要件が必要なんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 当然、水質の検査とかそういったのも行っておりますので、必要だと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 結構厳しいというか……。この資格に対する手当とかいうのは、現在も給料、手当の中についているのかどうか教えてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 直接給与にはちょっと反映されておりましたが、例えば鶴岡とかは異動してきてすぐに、じゃあ自分が水道技術管理者になりたいというやる気があって、講習を受けて取得した中で、そういったのを私と、前任の課長もそうでしょうけども、人事評価において反映させておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 先ほどもあったんですけど、布設工事監督者が現在8人おられると、そして水道技術管理者が現在15人おられるという中で、この希望人数というか、何人ぐらいまで欲しいんですかね。これが、あとどれぐらい必要なのかということですね。

それともう一つ、1級土木施工管理技士の方、これは国家試験通った方でしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですよね。この方は今何人おられるんですか。その辺ちょっと教えてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず、どれぐらい欲しいというのは、いればいるほどそれは助かります。そういうことになれば、新しく改正されますけども、ある程度これに準じた中で、私も例えば人事課との人事異動のヒアリングとかあるときに、こういった監督者なり水道技術管理者、資格というか必要だから、これを考えた中での人事異動も考えてほしいというふうな話はちょっとさせてもらっているところです。

それともう一点、1級土木施工管理技士については、申し訳ありません、人数を把握しておりませんけども、私も持っております、取りました。うちの職員、みんな結構やる気がある人間が多いもので、10人は確実にいます。毎年のごとく誰かが技術屋で受けて、たまに落ちる人もいますけど、落ちたら次の年に頑張ってまた受けて受かるとか、そういったことをみんな頑張ってやっているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後になります。今回の主な改正というものは、もうそもそもは人口が減少することに伴って資格者が困難となっていることから改正するものであって、やっぱり改正後には人数が増えますよということ、効果をやっぱり示していただきたいなと思います。今、城委員の質疑の中でも、土木の施工管理者、技術者においては、課長も資格者であるということで、それ相当の期待はできるのかなとは思っております。

その中でも、半分は結局水道の実務経験を有していないといけないということで、そういった土木の、課長を例でもいいですけども、そういった中でもあらかたこのぐらいの資格者がいらっしゃって、実務経験においても柔軟に、もし足りないところはそういった

部分で補えるというかですね。そういった今後の効果というか、増やしていくためというものをもう少し示していただけたらなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今後の効果としましてはみんなが、やっぱり特に水道は人の口に入るものでありますし、こういった水道技術者、管理者なり、そういったのに該当する職員になってもらって、いい水を供給できるように、今後も水道事業に携わる者として対応していきたいと考えておるところです。そういった御回答でよろしいでしょうか。ちょっと的外れでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回は資格者の要件が緩和されることで、技術者が増えて迅速に対応できるようになるとか、そういった効果を、私はもちろん改正するのはそういった目的だと思っているので、そういった趣旨の中で今回、例で言いますけども1級の土木施工管理技士の実務経験3年以上ということで、そういった方はさっきの説明でも市の職員の中にも十数名いらっしゃるということは期待はできるのかなとは思っております。ただ、実務経験のところは、水道技術者の実務経験の半分は要しないといけないということでありますけれども、そうなれば今十数名いらっしゃいますが、ただ従事してなければ該当しませんとなるのではなくて、今後そういう部分に関しては柔軟に対応して、監督者が増えればいいのかとは思っているのです、そういったところを期待して質問したところではあります。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうですね、今後もまだまだ技術系の職員、土木関係で言えば三十数名いますけども、そういった職員でまだ1級土木施工管理技士を持っていない職員もいますので、これからまた取っ払いこうかなと考えている職員も当然いると思います。そういった職員に対して、いろんな情報とかそういったのを与えて、一人でも多くの1級土木施工管理技士を取ってもらって、最終的にこういったところに反映できるような形で、職場としてバックアップしていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第58号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

議案第58号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前9時30分

再開 午前9時31分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

議案第68号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本件の説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、ただいまから御審議いただきます議案第68号及び後ほど御審議いただきます第69号、第70号につきましては、いずれも今年4月と10月にありました人事異動に伴い過不足が生じる見込みとなっております人件費に関して補正を行うものです。

現在、上下水道工務課、料金総務課、2課の正規職員27名、そして会計年度職員9名、総勢36名で特別会計に属しております農業集落排水事業、公営企業の水道事業、下水道事業ということで割り振りを行いまして人件費を計上しております。今回、これらの三つの事業に割り振っております人件費に過不足が生じる見込みとなりましたことから、事業ごとに補正予算案を提出させていただきまして御審議をいただくものです。

なお、今回の議案には令和6年人事院勧告に伴います給与改定分は含まれておりませんので、後日追加議案として提出をさせていただきまして、改めて御審議をいただきたいと思っております。

それでは、議案第68号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

説明資料は、黄色い表紙の令和6年度筑紫野市特別会計予算書と建設環境常任委員会説

明資料となっております。まず、特別会計予算書の61ページを御覧ください。

補正予算の内容といたしましては、61ページの第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ3万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,627万2,000円とするものです。

例年人件費の予算は前年度の実績をベースに組んでおりますが、今年度は昨年度の実績に比べまして休日勤務手当が増えたことや共済組合の負担金、いわゆる社会保険料ですが、これの掛金が増えたことによりまして予算が不足する見込みとなっております。

続きまして、62ページ、63ページのほうに歳入歳出予算に追加した金額を表にまとめておりますので御確認ください。

続きまして、66ページと68ページも御覧ください。

今回の補正増に対応するため、一般会計から追加の繰入金として3万7,000円を歳入として受け入れて、歳出は農業集落排水費に計上し、職員の人件費として支出することにしております。

続きまして、74ページのほうを御覧ください。

こちらの給与費明細書に補正前後の給与費を比較しておりますので、御確認いただければと思います。

以上が議案第68号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容となっております。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 本件について、今説明がありましたけども、質疑のある方ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回の人が、人事の配置換えでこういうふうになったということとは分かるんですが、休日勤務が毎年農集排で起こる、今回は何が原因で休日勤務があったのかというところだけ説明いただいて。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 農集排の職員の休日勤務手当に関することですけれども、農集排が今後公共下水道接続の予定をしておりますして、その事業認可手続に伴います資料作成等の事務がちょっと増えてきたために、休日勤務手当をやむなくしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第68号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

議案第68号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第69号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

引き続き、令和6年度筑紫野市特別会計予算書の75ページを御覧ください。75ページ御覧いただきまして御説明いたします。

補正予算の内容といたしましては、ページ中ほどにあります第3条に記載のとおり、収益的収支におきまして、第1款水道事業費用の第1項営業費用を510万8,000円減額し、水道事業費用の全体額を19億4,321万5,000円から19億3,810万7,000円とするものです。

次に、第4条に記載のとおり、資本的収支におきまして、第1款資本的支出の第1項建設改良費を303万3,000円増額し、資本的支出の全体額を12億192万6,000円から12億495万9,000円とするものです。

これに関連いたしまして、第4条に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足します額の9億4,457万7,000円につきましては、まず当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から5,560万6,000円を補填します。次に過年度損益勘定留保資金から4億9,982万4,000円を補填します。さらに建設改良積立金のほうから2億6,747万8,000円を補填します。最後に減債積立金から1億2,154万9,000円を補填して収支を調整するものです。

続きまして、建設環境常任委員会説明資料の11ページを御覧ください。タブレットのほうも同じページ数で11ページになっております。こちらのページの上段のほうに収益的支

出の内訳を、下段のほうに資本的支出の内訳を掲載しております。

まず、上段の収益的支出ですが、こちらには18名分の人件費が含まれております。4月の人事異動に伴いまして今年度の給与を再計算した結果、第1款営業費用の各項目で給料や手当、法定福利費等の増減が発生し、510万8,000円過剰になる見込みとなったため補正減を行うものです。

次に、下段の資本的支出ですが、こちらには4名分の人件費が含まれております。こちらでも先ほどの収益的支出と同様に、今年度の給与を再計算した結果、第1款建設改良費の第1目建設改良費で給料や各種手当、法定福利費等が増額し、303万3,000円不足する見込みとなったため補正増を行うものです。

続きまして、特別会計予算書の76ページを御覧ください。

こちら、76ページの第5条に記載があります債務負担行為に関する調書について説明いたします。

こちらの2件につきましては、令和7年度当初より始まります委託業務でありまして、今年度内に入札と契約を終える必要がありますことから債務の負担を設定するものです。

まず、漏水修理工事等当番業務委託につきましては、水道配水管等に漏水が発生した際の緊急工事等を市内の11社で構成されます管工事組合へ委託するもので、限度額を1,111万5,000円としております。

次に、水道情報システムクラウドサービス利用契約は、水道料金や下水道使用料などの賦課徴収と収納管理を行うシステムの使用及び保守点検に要する費用で、限度額を451万5,000円としております。

なお、今回の補正予算の提出に伴いまして、77ページ以降に参考資料といたしまして、実施計画書、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を掲載しております。後ほど御確認いただければと思います。

以上が議案第69号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算書の内容となっております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま第69号の件で説明がありました。質疑のある方ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） まず、補足の説明をいただいた11ページのところです。詳しく書いていただいているんですが、総係費の会計年度任用職員の新規任用による報酬の増、これは正職員の育児休業によることで聞くまでもないことですが、育児休業を取ったのは

男性なのか女性なのかということと期間はどれだけなのか、これがまず1点ですね。

それと、議案書の76ページの債務負担行為のところですけども、管工事組合に委託している漏水修理工事等の当番業務委託のこの委託費の計算は、どのように計算されてこの数字になっているのかということをお伺いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） まず、育児休業の職員についてでございますけれども、対象職員は女性であります。予定といたしましては、今年度いっぱいを見込んでおりますが、まだ流動的な面もございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 漏水当番の業務委託につきましては、主に人件費の計上となっております。時間外、17時以降の待機料としまして人件費を計上している内訳となります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 育休については女性だなと思っていたんですけど、男性が取る場合もこのように誰かを手当てしてきちんと取れるような体制にあるのかどうかをちょっと確認したかったんですけど、それについてちょっと考えていただけたらと思います。

それと、主に人件費の計上、管工事組合のことですが、工事に当たる材料費とかいうのはどんなふうに計上されていくんですかね。先日、その管工事組合の方とお話したときに、非常にこの漏水修理のときの工事のメーター数が短いということでした。大体大きな水道工事のときには100メーター単位で計算されて、例えば30メーターなら100分の30の計算になるけども、実際に漏水のときには2メーターとか。でも、そのときにも同じように機材を出してやらないといけないので非常に、何というか、仕事にならないという表現はちょっとおかしいんですけども、この計算では非常に難しいんだということをちょっとお伺いしたので、こういった債務負担行為をあらかじめつくっておくときにも、そういったことを組合の方とお話しされた上で、この限度額というものが実際の工事に当たるときにきちんと賄えるような費用で契約できるのかどうかということをちょっと確認したかったんです。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 漏水当番業務委託というのは、あくまでも待機料の話であって、例えば公道上で漏水が起きた場合というのは、当番業者に連絡を私がしまして、

その都度その都度工事のほうに携わってもらって、その都度精算をしている、工事費は別で精算をしている状況であります。

それが割に合うか合わないかという話につきましては、毎回各担当した業者さんのほうから報告書と内訳というものが上がってきますので、それを市の歩掛かりでチェックをしまして、それで妥当かどうかというところでその都度支出をしているという状況になりますので、今回の債務負担で計上させてもらっています業務委託につきましては、工事費、材料費というのは含んでおりません。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

議案第69号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）の件に討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

議案第69号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）の件についてを議題といたします。

職員のほうから説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、議案第70号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

こちらも特別会計予算書を引用しますので、87ページを御覧ください。

今回の補正予算の内容といたしましては、87ページの中ほどにあります第3条、こちらに記載のとおり、収益的収支におきまして、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を313万8,000円増額し、下水道事業費用の全体額を21億2,781万8,000円から21億3,095万6,000円とするものです。

次に、第4条に記載のとおり、資本的収支におきまして、第1款資本的支出の第1項建設改良費を28万7,000円減額し、資本的支出の全体額を10億3,933万5,000円から10億3,904万8,000円とするものです。

これに関連いたしまして、第4条に記載がありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額の4億1,389万5,000円につきましては、まず当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額のほうから1,873万1,000円を補填します。次に、減債積立金から2億6,758万7,000円を補填します。最後に、過年度分の損益勘定留保資金から1億2,757万7,000円を補填して充当いたします。

続きまして、常任委員会説明資料の13ページを御覧ください。タブレットのほうも13ページです。

こちら13ページの上段の表が収益的支出の内訳となっております、下段の表は資本的支出の内訳となっております。

まず、上段の収益的支出ですが、こちらには9名分の人件費が含まれております。4月の人事異動に伴いまして、今年度の給与を再計算した結果、第1項営業費用の第5目総係費で給料や手当、法定福利費等が増額となり、313万8,000円不足する見込みとなったことから補正増を行うものです。

次に、下段の資本的支出ですが、こちらは4名分の人件費が含まれております。こちらも先ほどの収益支出と同様に再計算した結果、第1項建設改良費の第1目公共下水道整備費で給料や手当、法定福利費等の増減が発生し、28万7,000円過剰になる見込みとなったため補正減を行うものです。

なお、令和6年度下水道事業会計におきましては、債務負担行為はありません。

また、水道事業同様、89ページ以降に参考資料といたしまして、実施計画書、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が議案第70号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）の内容となっております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けました。質疑のある方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第70号について、討論をされる方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

議案第70号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前9時53分

再開 午前10時05分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、傍聴の件をお諮りします。4名の議員が新たに傍聴に入られましたので報告をしておきます。

それでは、所管事務報告、有機フッ素化合物（PFAS）について、御説明をお願いします。

もう職員の紹介は割愛しますので、よろしくお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、所管事務調査、有機フッ素化合物（PFAS）について、本市の現況と対策について御説明させていただきます。

説明資料の15ページを御覧ください。端末のほうも同じページです。

水道水におけるPFASの代表物質PFOS及びPFOAについては、令和2年4月1日に水質管理目標設定項目として位置づけられ、国が定めた暫定目標値はPFOS及びPFOAの量の和として、1リットル当たり50ナノグラム以下となっております。

資料の真ん中の表を御覧ください。これについては、筑紫野市のホームページにも掲載している資料でございます。

まず、本市の現況としましては、筑紫野市の上水道のPFASの代表物質PFOSとPFOAの計測について、本市には供給水系が4系統ありますが、毎年8月に4系統全てを全6か所で表に記載の採水場所として給水栓、蛇口にて行っているところです。

環境省、国土交通省が水道水の全国調査結果を公表している分に関しましては、この表の各年度の一番高い数値が公表されているところです。

今年度8月に検査を実施しておりますが、配水系統が山神水道企業団系の検査場所、むさしヶ丘団地において6ナノグラムの結果となっております。この測定結果としましては、先ほど御説明させていただきましたが、現時点において国が定めた暫定目標値、1リットル当たり50ナノグラムに対して、おおよそその暫定目標値の10分の1程度となっております。

ちなみにですが、国が定めているこの暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラムについては、2020年当時の科学的知見に基づき設定されておりますが、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であればヒトの健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されているところでございます。

本市の対策としましては、現時点では国の基準のおおよそ10分の1程度であることから、現時点において特段の対策を行っておりませんが、本市の数値が仮に50に近づいてきた場合、検査回数を増やすことや本市水道の供給元の事業者とも密な連携を図り、対策を講じてまいりたいと考えているところです。今後とも、筑紫野市民、筑紫野市の水道利用者へ安全安心な水の供給を大前提に、水道事業のほうを運営してまいりますので、議員皆様の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま説明を受けましたが、質疑のある方ありますか。

田中委員。

○委員（田中　允君）　山神系のほうが6ナノって、これは基準値を下回っているんですけども、6、7、14、6とかですね。福岡水道企業団はもう本当何ぼ、5ナノグラム未満になっているんですかね。そして、天拝山駅駐輪場と書いてありますけど7ナノグラム。これは米印がついたところは山神水道団の送水と書いてあるわけですが、結局基本的に山神水道企業団はよその水道に比べてですよ、ちょっとね。安全値やけどもなぜ高いのかというのが気になるんですね。このまままた数が増えて、数値が上がっていくのかなとか、ここら辺りどのように捉えてあるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○上下水道工務課長（山田　学君）　そうですね、当然4系統ある中で山神水系のほうがこういった値が出ているということで、私たちもちょっと注視して山神水道企業団とも密な連携を、現時点でも大丈夫ですかということで話をしているところでございます。いか

んせん50ナノグラムという、暫定目標値でございますけれどもありますので、今のところ私もとしては大丈夫というところで考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 国が決めたこの50ナノグラムの暫定値以下、10分の1程度だということではあるんですけど、例えば令和3年8月が5ナノ未満、これは多分計量の下限值で、これよりもっとちっちゃいんだと思うんですけど、4年は6、5年は14、6年が6というところに出てきていると。なぜ出てきているのかということを探るために、これはあくまでもむさしヶ丘のいつもの採水場所でやっているんだけど、もともとの原水のところでどうなのかとか、山神の浄水場での上水になったところではどうなのかという、そういう数値の把握というのはされてはないんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 山神水道企業団の原水のほうで測っている数値でございますけれども、令和6年度は13ナノグラムということでございます。

○委員（辻本美恵子君） 7。

○上下水道工務課長（山田 学君） いやいやいや、山神水道企業団の原水がということですよ。

○委員（辻本美恵子君） 6年で7。

○上下水道工務課長（山田 学君） いや、6年度が13ナノグラムです。

○委員（辻本美恵子君） 13。5年は。

○上下水道工務課長（山田 学君） 11です。

○委員長（宮崎吉弘君） マイクを押して発言してください。

○上下水道工務課長（山田 学君） はい。5年度が11で、4年度が20で、3年度が13です。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これはあくまで原水っていうところですね。原水ではなくて、上水の一番最初。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 3年度が10です。（「さっき13って」と呼ぶ者あり）いや……。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、数字言われた、13、20、11、13というのは山神の原水の状

態。次に、上水になった状態はどうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） じゃあ、6年度からいきます。6年度が10ナノグラムです。5年度が11ナノグラムです。4年度が14ナノグラムです。3年度が10ナノグラムです。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと教えてほしいんだけど、そのフッ素が要するに基準値を超えていたら人体にどういう害が発生してくるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 一応体に入ったらどうなるかというところに関しては、体外へ取りあえず排出されて徐々に減っていくということになっているらしいです。排出されるということですね。ずっと体の中に残ってるわけではないとのこと。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いや、やっぱり基準つくってから何かの形がなからんと。この基準値以内にしなきゃいけませんよということやけん、体の中から外へ排出されるとやったら何も基準値つくらんでもいいと思うんやけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今、一般的な報道で報じられている内容から引用すれば、まず腎臓疾患ですね、脂質異常症、コレステロール値の上昇、異常値ですね、あと流産の可能性も高まるということと言われております。ほかにも様々なことがあるんでしょうけども現時点では不透明なところが多々ありまして、まだ科学的な知見は定まっていなような状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 実際、国もまだ分からないことが多いということで、健康への影響について調査研究が進められているところということで、今まだ暫定目標値ということで示しているのが50ナノグラムというところなんです。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 何ていうか、各水系というか企業団あたりでそのナノグラムが変わってくるんやけど、それは自然界に発生するもので、その地域地域にそういう形があるんですかね。

○上下水道工務課長（山田 学君） P F O S、P F O Aというのは自然界に発生しないものらしいんですね。

○委員（横尾秋洋君） いやいや。ということは、どこから発生しているんですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） 昔は、フライパンとかがありますけど、その撥水、撥油加工に用いられるフッ素樹脂の製造の際に使われていたらしいんですけども、今は使われてないそうです、そういったフライパンにはですね。だから、自然界にあるものではなくて、何か人間が作った物というんですかね……。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっと待ってくださいね。横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いやいや、だんだんと難しくなってきた、その自然界にないものが何で山神水道企業団とか地下水から取ってくるやつに。そういうやつがずっと浸透して行って、そういうのが出てくるということですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） ちょっと私も研究者じゃないので、何とも言えないところがあるんですが。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） どこやったかな、僕ちょっとこれには記録しとったんですけど、どこか近所に工場があって、そこから今の、何かね、P F A Sかね、出たから、その補助金とかがね。埼玉やったかな、どこやったかな。（「岡山、吉備」と呼ぶ者あり）岡山か。うん、だから、そこが出とったけんね、それで水道の何か助成金とか、家庭の浄水器の助成とか出しますよとかあったわけよね。そこまで行ってないけれども、やっぱりこう見ると、福岡水道企業団、常松浄水場、5ナノグラムで終わっとるのにさ、これだけ何で出る、その原因って、それは山神ダムというか、その上流域の産廃との関連があるのかなと僕はふと思ったから、これちょっと出したんよね、ちょっと遅かったけど。ごめんなさい。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 田中委員の言われるとおり、自然界に由来するものではないということで、もしかしたら言われているとおり、産興のほうの由来の分もあるかもしれないですし、山なので不法投棄等が昔は結構、平等寺のほうはありましたので、そういう不法投棄から流れてくるものがもしかしたら来ているかもしれない。その辺が原因特定というのは難しいのかなというので、もしよければまた。これは水道の分になるんで、水道水にはまずは影響はないよと。後ほどまた環境のほうでも水質調査等がありますので、

それ以降でそういうお話をまたさせていただければと思いますけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほど山神水道企業団系の、ここに書かれているのと別にむさしヶ丘の数字が書いてあって、原水と上水の数字を出していただいたんですけど、例えば原水から普通は浄水場で浄水の工程を経て1番目の上水、水道水になるというところで、さっき例えば3年の分で言えば、原水が13で上水が17になるって言われると、減るはずのものが増えているというのがちょっと変だなと思うのと、それはどういうことなのかという。数字のちょっと私の聞き間違いだったのかも分からないけれども、基本的には浄水の工程を経て数値は下がっていくんですよ。

岡山なんかは、その浄水をした工程で出てきた活性炭によって大量にPFOSが出てきているということになるので、これはもし、山神と連携を取りながら、その原因追求、究明ができるのであれば、今現在の活性炭のところで数値を見ていただくと、より原水から浄水の過程でどれぐらいのPFOSが下げられているか、あるいは下げられないままなのか。もう一つは使った活性炭がどんなふうに処理されていくかということが非常に大きな問題になっている。それは2次被害なんですよ。活性炭が要するに捨てられて、そこからまた出てくるというのは、かなり高濃度になってから影響を及ぼすというところで。その辺も山神と連携を取るのであれば、そこを調べていただけたらと思います。

まず、さっき言ったような数字が私の聞き間違いかどうかを確認させてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そしたら、3年度からちょっともう一回、お話しさせてもらいます。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっと課長いいですか。私のほうからですけど、数字を今言われましたけど、その一覧というか、出していただくことはできますか、後で。今時点じゃなくて後でもいいですから。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうですね、一応山神水道企業団のほうには確認はしたんです、これは表に出していいんですかと。その中で、言われてもらっていいですよとは言われたんですけど、この紙自体を本当に渡していいのかというのをちょっと確認が取れてないのでどうでしょうかねというところはちょっとあるんですが、数字だけであれば、その部分を……。

○委員長（宮崎吉弘君） 抜き取って。

○上下水道工務課長（山田 学君） 抜き取りますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君）　そうしてもらっていいですか。

○上下水道工務課長（山田　学君）　はい。

○委員長（宮崎吉弘君）　辻本委員の答えはそれでいいんですかね。

○上下水道工務課長（山田　学君）　さっき17と言われましたけど、17というのはちょっと私、なかったの。

3年度の原水、上水の順番で言わせていただきます。令和3年度、原水13に対して上水が10です。4年度が原水20に対して上水が14。5年度が原水11に対して上水11。令和6年度が原水13に対して上水10です。

○委員長（宮崎吉弘君）　田中委員。

○委員（田中　允君）　私、ちょっとテレビのときの控えを取っているんですけども、工場が近所にあって、そこからP F A Sが出てくるというようなことで、これ鎌ヶ谷市です、浄水器の助成金を出しているのは鎌ヶ谷、どこ、何県になるのかな、鎌ヶ谷市が井戸水から出ているから浄水器に助成金を出しているということです。ちょっと今さっききれいに言わなかったから、ちょっとはっきり。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）お願いします。

それで、その中で全国で1,740事業所の検査をしたところ、やっぱり20%からP F A Sが出たというデータが書いてあります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君）　それに対して。

○委員（田中　允君）　いや、いいですよ。

○委員長（宮崎吉弘君）　意見ですね。

私からいいですか。そもそもこの検査の時期、8月ってありますけど、8月にやるという根拠が何かあるんでしょうか。

それともう一つ、先ほどから原水とあと上水道、上水のほうで検査をされているんですけど、上水では例えば団地がありますよね。エンドが、最終のところがあるじゃないですか。そのどこら辺で検査というか取水をしているかというのが。二つ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

課長。

○上下水道工務課長（山田　学君）　まず、検査を8月にしている理由というのは、1年を通してやはり8月あたりが一番水温が高いのかなと。どうしても状況として、どの月がじゃあ悪条件なのかなと考えたところ、一番やっぱり8月なのかな、水が温かくなるとい

うところで8月に。一番悪いというか悪条件という言い方をさせていただきますけど、という事で8月にやらせてもらっています。

もう一つ、検査の位置的なものというのは、ポイントを絞ってやっていますので、じゃあ一番末端のところという考えではやってないところではございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。ほかにありませんか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） さっき辻本委員が言われていた活性炭の話ですね、これは山神のほうになると思うんですけども。活性炭の処分が、結局その後、市内の産廃処分場で活性炭処理されているんじゃないかなと思うんですが、産廃の処理場は県が監督するんで、市としては多分把握はされてないのかなと思うんですけど、その後の処理ですね、それがちょっと気になっているところでもあるんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 具体的な場所まではちょっと把握してないんですけども、適正な処理は当然させていただいているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） では、ほかありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告、水質調査等の結果について（平等寺地区）、報告をお願いします。

職員が代わりましたので、部長、紹介をしていただいて説明に入ってください。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまです。次に、環境課の職員を紹介させていただきます。

益永課長です。

○環境課長（益永 晃君） 益永です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当係長の小椎尾でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（小椎尾公憲君） 小椎尾と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 環境課、4件について、よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） おはようございます。それでは、所管事務報告、水質調査等の結果について（平等寺地区）の説明をさせていただきたいと思います。

今、資料のほうで通知を出させていただきましたけども、1ページになります。

水質検査の箇所図でございます。地図の右上に表がございます。オレンジで書かれているもの、検査箇所が処分場直下、こちらについてが実施月が毎月行っている箇所になっております。調査箇所の番号でございますけれども、①、②、⑤、⑦、⑧、⑨でございます。

その下の段、処分場周辺、青い文字でございますけど、こちらについては2月と5月に実施をしているものでございます。調査箇所は①、②、③、④、⑤、⑥、そして地図上の左上にあるとAというところでございます。

それぞれの調査箇所実施月については、それぞれの調査番号にアンダーラインで青色のアンダーラインとオレンジのアンダーラインを引いているところでございますけど、それぞれで実施をしているところでございます。

次のページめくっていただいて、水質検査についてでございます。

水質検査について、基準と指針値というのがありますけども、基準値については法に基づいた検査、そして法に基づいた数値となっているところです。まず、根拠法令について、環境基本法に基づくもので、その基準の内容としては二つ、うちのほうでやっているものについてはございます。

一つ目が、生活環境の保全に関する環境基準ということで、河川B類型というものに準じて行っているところでございます。そちらにおける本市の環境基準がBODとなっております。山口川は指定された水域ではありませんけれども、B型の基準として比較をしております。こちらの基準値が3ミリグラムパーリットルということです。

もう一つ、人の健康の保護に関する環境基準がございまして、そちらに基づくホウ素の環境基準が1ミリグラムパーリットルとなっております。ちなみに、その環境基準というのは、下に米印で書いていますけども、人の健康及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標（受忍や許容の限度ではない）ということをし添えておきます。

続きまして、産廃に関するものですけれども、廃棄物処理法でございます。こちらのも二

つございまして、安定型処分場の維持管理の基準でございますけれども、そこに二つ、CODが40ミリグラムパーリットル、BODに対しては20ミリグラムパーリットルということになっております。

もう一つ、安定型処分場の廃止基準として、こちらのほうはBODが定められておりまして、20ミリグラムパーリットルとなっております。

指針値でございますけれども、基準値まで及ばないものでございますが、備考の欄に書いていますけれども、人の健康の保護に関連する物質ではございますけれども、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものということで定められております。

こちらについて、要監視項目と申しますけれども、全マンガンが0.2ミリグラムパーリットル、ウランが0.002ミリグラムパーリットルとなっております。

先ほど出たCOD、BODというものでございますけれども、文と説明を読ませていただきます。

まず、CODでございますけれども、化学的酸素要求量ということで、水中に含まれる有機物が酸化剤により分解されて、分解される際に必要な酸素量が高ければ汚れた水というふうになっています。この検査項目は、長時間滞留する湖や沼、海域、汚濁の指標に適しているところでございます。

次に、BODでございますけれども、水中に含まれる有機物というものが好気性微生物により分解される際に必要な酸素量となっており、こちらの検査は河川の水質汚濁に用いられる指標としてなっております。

ちなみに、このATU-BODというのは、今から先の報告の中で出てきますけれども、BODを測定すると測定数値となる有機物の酸化以外にも微生物の別の働きがありまして、アンモニアなどの硝化反応による酸素消費量も加算されて高い値を示すことがあります。そういった加算する数値を抑えるためにアシルチオ尿素というものを添加し、硝化反応を抑える測定方法がございます。

これらを踏まえまして、次のページでございます。

令和6年度の水質調査でございます。前回、4月から6月まで報告いたしましたので、続きまして次のページ、7月から9月までの報告に上げたいと思います。

こちらに、表中書いてます7月分、8月分、9月分の指針値に関するもの、また基準値に関するものの超えた分については黄色で示させていただいております。

まず、全マンガンをございますけれども、観測地の1のSt-12と9番のSt-11につい

てが指針値が0.2ミリグラムパーリットルに対しが0.7、S t -11' についてが0.54検出されたところでございます。ウランについてが0.002ミリグラムパーリットルに対して0.0038ということで出ております。次にBODでございますけれども、3ミリグラムパーリットルに対し6.6と出ておりますが、先ほどのATU-BODの指針値がその下に括弧書きの米印で書いてあるとおり1.8となっているところでございます。

次に、8月2日になりますけれども、全マンガン、こちらが先ほどの0.2ミリグラムパーリットルに対して同数字が出ているところでございます。また、ウランについてが、こちらが1番のS t -12” について0.002ミリグラムパーリットルに対して0.0052ミリグラムパーリットルの数値が出ております。次にBODでございますけれども、S t -11に関して14ミリグラムパーリットルという数値が出ておりますが、先ほどのATU-BODの数値に合わせると2.9ミリグラムパーリットルということになっております。

続きまして、令和6年9月でございますが、全マンガン、S t -11' においては0.2ミリグラムパーリットルに対して0.41ミリグラムパーリットル出ております。次にウランでございますけれども、S t -12” に対してが0.002ミリグラムパーリットルに対して0.0042ミリグラムパーリットル出ております。最後に、BODでございますけれども、S t -11' に関してが6.3ミリグラムパーリットルでございましたけれども、先ほどのATU-BODに対しては2.6という数字が出ているところでございます。

こちらが毎月行っているものとなっております。先ほど言っている年に2回の分については2月と5月ですので、今回については検査の報告はございません。

続きまして、次のページ、福岡県の水質検査箇所（参考）を図面上で示させていただいているところでございます。左からS t -12から右上のI - 2まで7か所、水質検査のほうを行っているところでございます。

続きまして、次のページ、水質・ガスモニタリング地点でございます。敷地内の水質調査地点を青い点で示させていただいておりますが、左上のB - 5から右上のS - 4まで全部で8か所、水質調査のほうを行っております。赤い点でございますけれども、こちらがガスの調査地点となっております、ちょうど真ん中の右側下になりますけど中間処理施設というのがB - 9から右上の102までの5か所について、ガスの調査のほうを実施しているところでございます。

次からがその数値をグラフ化したものでございますので、平等寺地区水質調査のCODになりますけれども、場内の分になります。

CODの表中の枠の中に文章を書いておりますけれども、安定処分場の浸透水の維持管

理基準、こちらの基準が40ミリグラムパーリットルということで、それぞれの色でB 4からJ-2までの8か所について検査をしておりますが、40ミリグラムパーリットルの基準値を満たしていないところでございます。

続きまして、次のページ、CODになりますが、次は場外となっております。こちらの安定型処分場の浸透水の維持管理基準というのが40ミリグラムパーリットルになっておりまして、St-11からSt-19の3か所を実施しておりますが、こちらもグラフ上、40ミリグラムパーリットルを超えていない状況となっております。

そして、次のページになりますが、BODの産興（場内）の分になります。こちらは安定型処分場の浸透水の廃止基準が20ミリグラムパーリットルとなっております、S-1からJ-2までの8か所について実施をしておりますが、こちらで見ると令和4年4月の分で見ると、廃止基準以下となっているところでございます。

次のページになりますが、BODの場外になります。こちらの環境基準についてが安定型処分場の浸透水の廃止が20ミリグラムパーリットル以下となっており、また生活環境の保全に関する環境基準（河川B類型の場合）3ミリグラムパーリットル以下となっているところでございまして、St-11からSt-19について、以下のようになっているところでございますが、St-12が8月、9月はちょっと欠測して、水が足りなかったので測ることができなかったとなっておるところでございます。こちらについては、St-11の水色の分が3ミリグラムパーリットル以上となっておりますが、次のその他のページでちょっと説明いたしますけど、先ほどのATU-BODの説明をその後のページでさせていただきたいと思います。

次のページ、BODでございますが、場内のS-4の箇所でございます。こちらについて、先ほど申し上げましたとおり、安定型処分場の浸透水の廃止基準は20ミリグラムパーリットルとなっており、生活環境の保全に関する環境基準の値が3ミリグラムパーリットル以下となっております。

すいません、こちらの折れ線グラフがちょっと切れているような状態で、表中に見えないところでございますけれども、ATU-BODの分だけ7月、8月、9月でちょっと言わせていただきます。7月が3.8ミリグラムパーリットル、8月が3.9ミリグラムパーリットル、9月が3.4ミリグラムパーリットルと若干3ミリグラムパーリットルをちょっと上回っているところでございます。ちょっとすいません。

次のページなりますけれども、St-11になります。こちらも先ほど同様、安定型処分場の浸透水の廃止基準が20ミリグラムパーリットル以下、生活環境の保全に関する環境基

準が3ミリグラムパーリットルとなっております。S t-11を見ると、3ミリグラムパーリットル以下となっているところですが、ATU-BODで見ると、ちょっとこちらのほうも数字だけ申し上げますけども、7月が若干高く4.2ミリグラムパーリットル、8月が1.7ミリグラムパーリットル、9月が5.1ミリグラムパーリットルということでちょっと濁りが出ていたところでございます。

続きまして、硫化水素のガスの調査でございます。こちらについては、先ほどの地図上のB-2から102までの分を折れ線グラフで書かさせていただいておりますが、令和6年においては、現在強い発生は出ていないところでございます。次のページからは先ほどの折れ線グラフの基になった数字でございます。

最後に、今通知を出しましたけれども、受託廃棄物の関係の報告でございます。よろしゅうございますでしょうか。

まず、受託廃棄物の残量でございますが、令和5年12月現在、廃塗料が約30トン、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物約70トン、汚泥約450トン、廃石膏約10トン、合計が約560トンとなっているところでございます。

7月から9月の受託廃棄物の搬出状況でございますが、廃プラ、木くず、紙くずの混合廃棄物が3立米で、3立米に対する係数を乗じると0.78トン、1トン未満ということになっております。廃石膏については、今回は搬出はございません。廃油についてでございますが、廃油が1.6トン搬出をされております。汚泥については2立米でございます。係数が1.1を乗じると2トンということになります。

平成18年度からの累計でございますが、廃プラ、木くず、紙くずの混合廃棄物について、参考値で申し上げますと3,038トン、廃石膏が185トン、廃油についてはこちらの4トンと63.38トンを合わせた67.38トン、汚泥については18トンと3.4トンを合わせた21.4トンとなっているところでございます。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方。

城委員。

○委員（城 健二君） BODに関しまして、⑨のS t-11”のBOD値、これって毎月検査されているみたいですが、BOD値、毎月やっぱり数値が高いですね。これによって、さっきの説明のとおり、アリルチオ尿素を添加して、いわゆる硝化反応を抑制されているという状況で、それについても、4月、5月につきましては環境基準の3ミリグラムをそれでも超えているという状況ですね。この好気性微生物というのは、その場所場所に

よって特徴があるんだと思うんですけど、他の場所と違ってここは何かえらい高いというのは、いわゆるそういう好気性菌の差があるっちゃうこと、その辺は分からないかもしれないですけど、そういう差があるのかなと思うんですよ。例えば、P10とP12を見てもやっぱりそのグラフがもうS t-11”について非常にやっぱり高いという状況なんで、その辺がどういうことなのかなとちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね、毎回検査をしている状況でBODでも高いというのは私どもも認識しているところですので、この辺りはちょっとやはり県のほうとしっかりと話しして、今現状で言うとそこの認識もしています。これ以上上がるとなると、ちょっとまた対策を講じなければいけないけど、いわゆる爆上がりしない限りはちょっと今は注視をさせていただきたいということで聞いております。

先ほどの硝化反応ですけれども、どうしても硝化反応となる有機物自体というわけではなくて、そこにある例えばアンモニウムイオンとかがよく一緒につながって酸化されて、最後には硝酸イオンになるというようなところなので、そもそもそこが悪いとかいう話でなく、状態としてアンモニウムイオン、畑とかでもそうなんですけれども、硝酸イオンになることで、何というんですかね、肥料を吸い込みやすくなるような状態になるそうです。そういう有機物が汚れを浄化すると一緒に硝化反応も起きてしまうので、要するにどちらも上がってしまうので、その反応をちょっと抑えようというようなことなので。ここは私も何とも言いようがないんですけども、地質の関係でやっぱりBODの中でアリルチオ尿素を入れなければ正確に測れないというところがあるというだけです。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 二つあるんですけど、一つは、せっかくこのグラフを出していただくようになってから、平成17年からでもうだんだんだんだん細かくなって、年を追うごとにちっちゃくなっていくと。グラフの折れ線の山、特に黄色い線なんかは全然分からなくなってしまっているんで、できたら、これ全体を把握することが大事なので、この表はあるとしても、ここ近年の変化をもう少し明確にするために、令和に入ってからグラフを別にもう一枚大きく作っていただいて、線がはっきり見えるような形のグラフにしてくださいと。何のためにこのグラフをつけて私たちが資料提供していただいているのかというと、この全体の動きと近年の動きを把握したいため。数字で出ているから自分で頭の中でグラフを動かせばいいんだけど、やっぱり一目で分かるためにグラフを作っているというところでは、近年の動きが明確になるように、少なくとも令和に入ってから大きな

グラフをつけていただくと非常に助かるかなと、一つ思っています。

それと、今部長がいらっしゃるからあれですけど、先ほど水道の審査のときにPFOSの話が出たんですが、ここの議会の関係者であればおおむねこの処分場に起因しているんじゃないかなというふうに思われるので、ここの処分場の中でその原因がもし突き止められるのであれば、今現在水質調査をしている地点でPFOSに関係するような調査をどこかでしていただくと、より何か分かりやすくなるというか、原因として突き止めやすくなるんじゃないかなというところ。もともとこの処分場は安定型処分場なんだけれども、安定型以外のものが入っているから問題が多くなっているというところでは、1期処分場のところと、あとは焼却炉の横の井戸が一番汚染度が強いというのは前から分かっているのでこの辺りですと。最終的な水質、水の処理された場所の放流される直前のところで、従来の検査というのは従来のことでいいと思うんですけど、今社会的な問題となっているこのことを追究するには、別の地点で新たにすることが必要なんじゃないかなと思うので、その辺を検討していただけたら。さっきの話の続きから考えると、やっぱりここをまず明らかにしないと、さっきの問題というのはなかなか水道の担当者のところだけでは分かりにくいんじゃないかなというのがあります。ということで、できたら。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど辻本委員から御助言がありましたグラフの分ですけども、実は執行部のほうも非常に苦慮しておりまして、全体が見えたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけども、グラフ自体をちょっと改めようかなと。委員長のほうにも御提案をさせていただこうと思っていましたけども、これは大きいですし、先ほど令和からと言われていましたので、また見やすいグラフづくりに努めてまいりたいと思います。

先ほどのPFASの件でございますけれども、テレビ番組が先日放送されて、やっぱり問合せが非常に多くて、私たちも、だからどうすればいいというのは非常に苦慮しているところです。事務職の私がそのまま自分の考えだけで進むととても危険なことになりますので、県と話をして、今現状こういうふうに苦慮しているんだというようなことと、産廃は本当に大丈夫なのかと。その後の対策についても、なかなか県のほうもちょっとこれだということを国のほうが示していないので苦慮しているところでございますけれども、私どものほうも県と一緒に、また山神のほうも、そちらの水源でございますので、しっかり連携を取って、できる限り答えが出るように私どものほうも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 付け加えれば、先ほど水道の関係で4年分ぐらいですかね、数字を出していただいて、その前がなかったのかということそうではない。検査をしたから出てきたというだけの話で。ここの処分場に関するものも、一時環境ホルモンという問題が世の中でわーっと広がったときには、環境ホルモンに当たるもの、物質の調査をするとやっぱり僅かではあるが出てくると。今はしていないんだけど。山神企業団のほうでもその時々に応じて検査項目をやっぱり増やして、そのことが今の山神としてはどうなのかというところを調べることは調べていただいていたので、今このPFAS問題もずっと昔から多分出てたと思うんです。最近になって調査したから初めて出てきたというぐらいのもので、ずっと。それを思うと、今ここが何に起因するかということを探っていくのは非常に大事なことはないかなと思うので、先ほどの環境ホルモンも、そこに埋められているものに起因するというのがはっきり分かっているんで、同じようにPFASもどこかを、私は3点絞ってやれば取りあえずは大きな数字として何かが見えてくるんじゃないかなと思うので。調べれば出てくるというものです。突然出てきたものではないというふうなところで調べていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

ちょっと私からいいですかね。一番最後に説明がありました廃棄物の搬出の件ですけど、説明がありましたので質問したいと思います。今年の6月で出してもらった廃棄物の搬出量と今回の搬出量と何か数値が……。まずはこの表の出し方というか、1月から3月まで、2番目の受託廃棄物の搬出状況ですけど、表が搬出量と係数と最後に参考値というふうになっているんですが、今回の場合は7月から9月の対象で排出量がトン計算になっているんですよ。前回6月に出してもらったときは立米数で、例えば廃油にすると、搬出量が3立米になっているのに今回は1.6トンとトン計算になっているんですよ。これだったらもともとから参考値をなくしてから、どっちかに統一してほしいというのが一つ。

もう一つは、県が報告している分なのでそう言ってもらいたいんですけど、この数字が何か平成18年度から計算すると計算が合わないんですよ、細かくはあれですけど。なので、そこら辺もきちんと、県のほうからの報告になっていますので、しっかり精査していただいてもらいたいというふうに思っております。

何か見解ありますか。課長。

○環境課長（益永 晃君） 搬出自体は産興さんのほうでやっているんで、実際に搬出したときにマニフェストが出てくると思うんですけども、そちらの表記に合わせてやっているということなので、そのマニフェストを記した業者さんがトンで出すのか立米で出すのかということでこういった書き方にならざるを得ないのかなと思っております。そこで係数を使ってトン数に直してはいるというような状況なので、その辺りが端数の関係でちょっと積み上げているのかいないのかというようなところで、私たちもちょっと知恵を絞りながらこういう書き方になってしまっているというのが現状でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 積算の数字が合わない。

○環境課長（益永 晃君） やっぱりどうしても係数掛けたり、立米で出すのをトンに直して小数点とか出てくると、そこで積み上げるとやっぱりちょっと誤差が出てくるという感じでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 分かりました。では精度を上げていただくように。

○環境課長（益永 晃君） そうですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 何かこの表を見よって数字が合わんもんやから、何かこれ、このままずっと合わないままいくんじゃないかってちょっと心配をするんですけど。そこら辺も報告をしていただいて、きちんと精査していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続いて、もう一個いきますかね、休憩しますか。いや、聞いているんですけど。（「休憩してほしいです」と呼ぶ者あり）してほしい。はい、了解です。

じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告、市指定ごみ袋として使えるレジ袋の販売について、説明をお願いします。課長。

○環境課長（益永 晃君） 市指定ごみ袋として使えるレジ袋の販売について、御報告で

ございます。

つくしちゃん護美袋（レジ袋）でございますけれども、販売を行います。事業概要でございます。市指定可燃ごみ袋として使えるレジ袋でございますが、これを1枚20円、ばら売りで店頭販売をいたします。レジ袋のサイズは現行の小サイズ（18リットル）と一緒にございます。

形についてが右側にありますとおり、60ミリの掛けるの315ミリというようなことで、通常の可燃ごみ袋はお尻にひだができていたと思うんですけども、コンビニの袋のように形を変えております。

こちらについてが令和7年の1月中旬以降、販売を開始しようと思っております。ちょっと短い期間ではありますけども、試行期間として2万枚作成をしております。その間に、各事業所のほうに営業をかけて、店頭でばら売りで置いていただくようお願いをしようと思っております。ですので、ちょっと販売店は今調整中でございます。後日ホームページ等でお知らせをしたいと思っております。ちなみに、現在交渉中は、イオンモール筑紫野、筑紫野ゆめタウン、マックスバリュエクスプレス二日市店、あと筑紫駅の前にもあると思いますけれども、それとかミスターマックスとか、ちょっと営業にかけております。

このつくしちゃん護美袋を販売することによってどのような効果があるかといいますと、通常のレジ袋はごみ袋で使えませんので、もうそのままごみとして捨てることができますのでプラスチックごみ削減に寄与するものと思います。また、ごみ袋の大きさが大きいとなかなか生ごみが捨てづらいところもありますので、適切な期間に適切な量で出すことができるので、生ごみ等を長期間ためずに持ち出すことができるというようなメリットがあるのではないかなと思っております。

先進では、久留米市や福岡市のほうがニュースで出たところでございますが、まずはこの小サイズを試験的に売って、その後まだ小さいのが必要だという声があれば、また適宜対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君）　先進市、何か今久留米とか福岡と言うたけど、実態はどげな状況ですか。いや、結局ね、これ1枚20円やろ。そして、ミスターマックスなりの売場に置くわけ、どこら辺に置いとくって。個人で店頭で買うわけ、レジのところに置いておくわけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 福岡市は、現状がまだ売り始めたばかりだと思いますので、作りますよという情報は聞いていたんですけども、ちょっと状況的にはまだ聞いておりません。久留米が、小8リットルになります。こちらのほうはかなり売行きがよいと。売行きというか、企業さん、事業所さんのほうが仕入れをどんと一斉に入れたみたいですので、どれぐらい売れたかは分からないんですけども、最初に2年間分だったと思いますけど、20万枚が売りさばけたというふうには聞いております。あと、松江市さんを大体参考に作らせていただいたんですけども、特にそんな大量に売れたということは聞いてはおりません。

どういうふうに売るかというのは、店頭での事業所さんのスタイルにもよると思うんですけども、よくあるドラッグストアやイオンさんあたりはレジの買物かごを置くところら辺に前かけしてあって、1枚ずつ自分たちが取りに行くようなスタイルが今主流だと思いますので、恐らくそういった形で出すものではないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、商工会が今販売している普通のごみ袋、これは直になるわけ、どっかに商工会に販売を委託する形でやるわけ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 既存のやり方と同じような方法で行うように考えております。商工会経由で販売するようになります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、売り込みをかけていると言いつたやない。それはあなたたちがしよるわけ、商工会がしよるわけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 売り込みも直接今交渉を行っております、我々がです。商工会はもう販売で、その辺りがちょっとなかなか周知が漏れて、事業者さんがごみ袋を買ってきたときあたりに、私たちの作ったチラシもございますので、それをしっかりと分けて、営業と一緒に連携して図っていきましょうというような形でちょっと呼びかけてはいます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） また今回店頭で販売されるということで、今販売店については調

整中ということなんですけれども、各例を出していただきまして、ドラッグストアとかも今、買物の需要も店舗数も市内に結構あって増えているということを考えた場合、そういったところもぜひ働きかけを行っていただきたいなというところで、そういったことも検討されているのかというところと、今、手元に袋がございますかね、見せていただけたら皆様もイメージが湧くんじゃないかなと思ひまして、お願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 実はまだできていないもので、これはサイズの分かればと思ひまして、こんな感じでできるよというような中身でございまして、何かあったときには出そうかなと思ひていましたけど、ちょっとまだ。今のところ、これもちょっとごみ袋チックなので、なかなか生鮮食品を入れるのに抵抗がある方がいらっしゃるだろうと思ひますので、もう少しこのごみごみチックをちょっとなくして、コンビニ袋みたいな形で出せるようにはイメージして、材質も考えています。

ドラッグストアでの販売営業でございますが、順次今営業を行っているところでございますので、各方面、試用期間ということもあり、全力を挙げて一丸でというようなことはちょっと今してないところですけども、一応ドラッグストアも業務販売店のリストに上げていけるところがあればいけるようにはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） このデザインやらを公募でしたらどげんね。いやいや、だから、小学校とかの学校あたり、生徒たちにね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 事務局のほうでも、そういったものも多分親しみがあるので、しようと思ひていたんですけども、ちょっとサイズが小さいと版代というか、プリントするのにやっぱり1回ちょっと高い金を出して、どんと出しておけば、その後原価がだんだん下がっていくのですが、1回コンクールで出してしまうと、また来年はどうなるんだとか、ちょっとそういったところもあったし、今回つくしちゃんも新たにリニューアルしたので、ちょっとつくしちゃんですまずはやっていきましょうというようなことです。すいません、検討いたしました。経過は以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 段下委員、副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 私も以前、たしか神奈川の藤沢市やったかな、やっている自治体、これ全国的にもかなり少ないというか、今回福岡市と久留米市が導入したという

ことで、福岡市が15リッター15円で、10リッター10円、久留米市が8リッターで8円ということで、本市の現行の小サイズに比べたらかなり小さいサイズを作っていると思うんですね。当面は、先ほど言われていましたけど、この小のサイズのデザイン変更という形でされると言われてたんですけども、費用対効果の部分がちょっとよく分かりませんでしたので、経費とかですね。今ポリ袋がかなり値上がりしていて、原材料価格がかなり上がってますので、割高になるのではないかということですね。それがちょっと懸念しているところです。

あとは、ごみ袋を加える、極小ということを将来考えたときに、やっぱり条例改正が必要になってくるのかなと思うんですけども、それが原材料価格が上がっている中でそういうふうなコストの部分が掛かるとなると、赤字になりやしないかなというのが懸念される場所です。そういう費用対効果の部分とかどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 段下副委員長がおっしゃられるとおり、ごみ袋の大であれば50円の価格に対して今が原価が14.33円となるところでございますけれども、可燃ごみ20円と考えると8.05円ですので、その利益というか、ごみ処理にかかる費用に対する収入というのがやっぱり減っていくところが実情です。

ですので、久留米市さんが本当に8円で売っているというのは、もう何か、正直言うと本当に、今1リットル8円と言われているんですけども、先ほどおっしゃられたとおり、原材料もかなり高騰しているので、その辺り本当に見極めが必要じゃないかなと思っております。

費用対効果については、ちょっと今先進事例があまりないので、どれぐらいの需要があるかだけは調べておりますけれども、久留米市さんが出ていますとおり、今20万枚、事業者のほうで購入されたというふうには聞いておりますので、その情報ぐらいでちょっと、聞いてはおります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 辻本委員が以前言われてたように、現在のこの現行の小サイズのままデザイン変更ということだったら、新しく極小を作るとかに比べたら、デザイン変更だけですのでそこまでかからないのかなというふうに思っているんですけども、そういうことでこれで発表されたという感じなんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） ばら売りでそのまま売るという自治体も確かにあります。ただ、やはり生鮮食品を入れるのにどうしても抵抗がある市民の方もいらっしゃるという声は先進の松江市からも聞いておりましたので、新しい取組としては、筑紫野市として表立ってできるものなのかなと思いましたが、それであつたらもうコンビニみたいな袋、レジ袋を作る方向でちょっと研究してみようかなというようなところで、今現状であるごみ袋の小をまず作ってみようというようなところで考えた経緯がありましたので、現状の形になったところでございます。よろしいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、第三次筑紫野市環境基本計画の見直し（素案）について、報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 今、通知を流させていただきました。所管事務報告、第三次筑紫野市環境基本計画の見直し（素案）についてでございます。

所管事務調査とは別に、同じフォルダの中に環境基本計画デジタル版と紙で恐らく配付されていると思いますけれども、その中身を御説明申し上げますとかなりの時間を要することから、今回の所管事務報告の資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、筑紫野市第三次の環境基本計画の構成についてでございます。第三次環境基本計画は章立てになっておりまして、第1章から第5章までで章立てを行っています。

まず、第1が基本的な考え方ということで、趣旨や計画の位置づけ、計画期間、社会の動き、進捗状況を掲げた基本的な考え方となっております。

そして、第2章では、望ましい環境像と施策体系を掲げておりまして、これは本計画の当初からありました望ましい環境像「みんなでつくるみどり輝くふるさと筑紫野」をそのまま使わせていただいております。

詳しくは第3章のほうで基本的な施策というようなことで、右側の色柄の枠になりますけれども、施策の1から4までを掲げております。まず施策の1で言うと、豊かな自然と生物多様性を保全するというものを施策の1に挙げ、これらを推進するために推進分野があり、取組指標でその進捗を見ていくというような形になっており、施策の2については廃棄物の減量と適正処理を推進する。施策の3が地球環境対策と気候変動適応策を推進す

る。施策の4が良好な生活環境を形成するというようなことになっております。

原則、この現状と取組の課題あたりについては、若干内容の修正をさせていただいておりますけれども、大きくこれらの施策について取り扱ってはいないところでございます。

そして、次の第4章になりますが、こちらが主な計画の見直しの箇所になっております。二つ、筑紫野市環境温暖化対策実行計画というのがございます。これ、よく地域施策編と言われるものですが、これは地球温暖化対策推進法に基づく計画となっております。二つ目に気候変動適応計画、こちらが気候変動適応法に基づく計画となっております、これらのそれぞれの計画を地域施策編として一つでまとめ、第4章を見直しております。

この第4章の見直しでございますけれども、国の動向といたしまして、2021年10月に地球温暖化対策計画というのを改定をしております。その中身といたしまして、2030年度においては46%の削減を目標としております。現行の計画では、本市の目標は24%となっております。そして、2050年度にはさらなる脱炭素を目指すということで、カーボンニュートラルの実現を目指すということになっておりますので、これに基づいた数値の目標や具体的取組のほうを見直しを行っているところでございます。

第5章については、計画の進行管理や推進体制を掲げさせていただいております計画の実現に向けてとなっており、これらの内容で第三次の環境基本計画が成り立っているところでございます。

では、次のページでございますけれども、二酸化炭素排出量の削減目標についてでございます。説明いたします。

こちらが計画の第4章の44ページから51ページになっておりますけれども、部門・分野別のCO₂排出量の推移となっております。単位が1,000トンのCO₂になっております。国が基準年となっています2013年度から、各それぞれの分野別に棒グラフを書いておりますが、2013年度、一番右側の数字になりますけれども、121万7,000トンーCO₂になっておりまして、一番最新のデータであります2021年度、右から3番目になりますけれども、36万8,000トンとなっているところでございます。これらの2013年度比で言いますと、マイナス69.8%となっているのが現状でございます。

2030年と2050年度については、次に説明いたしますけれども、BAU推計という環境の趨勢を計算をいたしまして、この数字ぐらいだろうというようなことで算出をしているところでございます。

円グラフでございますけれども、2013年度CO₂排出量、先ほど言いました121万7,000トンーCO₂に対しての円グラフの構成になっておりますけれども、こちらのほうが2021年

度の構成で言うと産業部門が一気に構成が変わっているというようなことがお分かりだと思います。おおむね皆さん推測がつくところだとは思いますが、J Tの撤退に対する計画的な生産減が見込まれたのが主な原因になっているところではないかと思います。

そして、表の右側になりますけれども、先ほど言いました将来を見据えたB A U推計という算出方法がございまして、人口増も含めて、このまま上がり続ける、また市のほうが取組を現状何も取り組まなかった場合は39万4,000トン、若干2021年度に対して上がりまして67.6%のマイナスとなるところでございますが、今国のほうもいろいろエネルギー計画を立てているところでございまして、今後国と連携して進める省エネルギー対策による削減見込みを算出したしまして、この値が2万5,506トン-C O₂となって、この数字を算出すると2.1マイナス。

また、電源排出係数と言いまして、いわゆる電気をつくるのに今火力発電が7割と言われておりまして、その他、例えば太陽光や原子力発電所に関わる係数というのが今からどんどん再エネや原子力あたりに変わって、火力発電をどんどん抑えていこうという取組を考慮すると、4万7,000トンぐらい削減が見込まれることから、この数字の削減率がマイナス3.8%と算出し、合計、2030年度においてはマイナス73.5ぐらい計算上は出ているところでございます。

ただ、この場で削減目標を掲げないということはできませんので、一番下の緑の枠にありますけれども、削減の目標を2030年度まで、基準年度比削減率を70%台を維持をしていこうと考えております。

そして、さらにさらなる削減率の達成を目指すという削減目標を掲げていきたいと思しますので、その青い箱枠になりますけれども、そこで筑紫野市の地球温暖化対策実行計画の削減対策をここで取り組もうと考えているところでございます。

そして、続きまして、その実行計画（区域施策編）と言われるものでございます。こちらの説明を行います。

第4章の、ページで言うと52ページから61ページになりますけれども、まず左側、現行の計画では区域施策編、こちらにもございますが、二つの政策に基づいて取組を行ったところです。それを今回六つのジャンルに分けて見直しを行っていこうと考えております。

一つずつ説明いたしますと、脱炭素ライフスタイルの推進、再生可能エネルギーの導入、都市機能の集約・脱炭素のまちづくり、循環社会の形成、気候変動への適応、環境教育・地域協働活動、この六つを掲げまして、主に赤文字で書いてあるものについて取組を推進していこうかなと思っております。

既に実際に行っております設備の省エネ化、再生可能エネルギー設備の導入促進、またデコ活の推進、この辺りについて、既存の事業についての取組も推進をしていこうと考えております。

また、Jクレジット認証制度の活用も今後検討し、うちのほうでJクレジットに認証されているものを探してクレジット化をしていけばいいんじゃないかというようなことで、この辺りの調査研究導入までのことをやっていこうと思っております。

これを行うことによって、本計画において、緑の枠内で書いてありますとおり、ゼロカーボンシティ宣言の宣言やちょっと枠外にはなりますけれども、ワンヘルス推進の宣言を行っていただけるのではないかなと考えております。

続きまして、今後のスケジュールでございますけれども、9月の所管事務報告の中で行ってきましたけれども、灰色で書いてあるところについては、主に終わってきたところでございます。

ちょうど真ん中辺りになりますけれども、環境審議会というのを1回目を7月、8月に行った審議会はちょっと台風の影響でたしかずれたと思っていましたけれども、そして9月に3回の審議会の委員さんの意見を取りまとめて、10月の段階で素案の作成をいたしまして、現在委員会のほうにて報告を行っております。

この御意見を委員さんのほうからいただいた中身で、その辺りを取りまとめた後にパブリック・コメントを実施し、その内容について反映をさせ、電子データで3月の中旬ぐらいに納品、またホームページ等でアップができればいいかなと思っているところでございます。

環境基本計画の見直しについて、以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君）　今、市役所の中で電気自動車は何台あるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永 晃君）　電気自動車については、たしか軽が1台あったと記憶しています。

○委員（田中 允君）　市長は。

○環境課長（益永 晃君）　市長の車は、今は次世代自動車、ハイブリッドになっていました。（「買い換えてます」と呼ぶ者あり）

○委員（田中 允君） 買い換えてもいいったい。俺が言いようのは、やっぱり市長やらが先頭になって電気自動車でも使っていかなと、徹底していかんちゃんいな。それぐらい提案しないや。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 計画の中にも盛り込んでおりますけれども、電気自動車も含めて次世代自動車と言われるものをひっくるめた上で公用車の促進というようなことで書いております。ハイブリットが駄目というわけでもございませんし、電気自動車もヨーロッパ辺りもちょっと今見直しも出ているようなところですので、我々としては電気自動車も含めて次世代自動車を含めて推進をしていこうと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから分かりやすく、市長があちこち出かけよるわけやから、街やらどこでも行きよるけん、市長は電気自動車に乗っていますよとか。

ハイブリッド車と電気自動車とどれぐらい熱効率が違うとな、排出ガスというか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 電気自動車は、実質的にはCO₂は出さない、電気の力で走るものですから排出はしないんですけれども、そもそも電気自動車の電気自体がどうしてもやっぱり火力発電になってしまうので、その辺りの構成が大きく変わらなと。その辺りをトータルに見るのか、電気自動車だけを見るのかというので、ちょっと今世界中でも電気自動車としての見方というのもちょっと変わってきているものですから、電気自動車で前に出ようという考えでは、ちょっと今執行部のほうも思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 世界中が電気自動車も駄目だと言いよると、アメリカじゃないけど大統領が代わったら、どんどんガス使え、ガソリン使えとか言いよるけどくさ。じゃあEV車っちゃうのは意味が……。理解できんったい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね、電気自動車を進めていくとは認識していますが、全部が電気自動車にという考えには……。

○委員（田中 允君） 市長がシンボルとして何か自分は電気、そういう省エネ化のトップに立ってますよというような形を取れんとねって言いよったい。（「休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— ・ —————
休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 田中委員のおっしゃるところの市長が先頭に立ってというようなことは分かります。今の段階で市長車は買っておりますので、市全体で、市を挙げて、例えば車体に電気自動車取り組んでおりますとか、そういった形で取り組ませていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） この計画が新たに見直されて様々な取組が進んでいくだろうと期待はしております。その中で実務的なところをちょっと教えていただきたいんですけども、例えば再生可能エネルギーの可能性について、現在、太陽光設備は庁舎と二日市中学校というところがございますけれども、今から様々な公共施設の建て替えであるとか、計画もなされているような状況の中で、こういったところの導入等は実務的にここの環境課が率先して働きかけていくのか、それとも所管となる、例えば体育館であれば学校教育のほうから率先してつくっていくのかというところをですね。全庁挙げて取り組んでいただきたいという中で、この計画を基にどこまで行っていくのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね、公共施設が今後いろいろな計画に基づいて大規模改修や新設等出てくることも見込まれますので、計画の地域施策編の中にも公共施設の新築や大規模改修の際には、Z E Bというちょっと専門的な言い方ですけど、いわゆる排出量を下げて再生量を一緒にするという、イーブンにするというZ E B——ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングというようなやり方があるんですけども、そういうやり方も検討していきますよというふうに言っていますし、今現状そういった取組を自治体のほうからやっていかないといけないような現状になってきていると認識をしておりますので、今後取組は同様の形で取り組まれるものと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） この基本計画の70ページに環境審議会の委員のメンバーの一覧が出ているんですけど、専門家が前より1人減って……。委員が1人減ってるんですかね。この委員の選考について、どういう考え方で選考されているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 例えて言うのであれば、小中学校の校長会とかはなるべくやっぱり学校に携わる者として上げていただいているんですけども、なかなかその専門家が集うというのが環境の分では難しいところもありますが、例えば前回の西南学院の大学の教授とか、ナカヤマ先生もそうなんですけれども、実際に紹介をいただきながらやっているというような話で、専門家の知識はそういうところで確保していただいております。また、自然環境的にもかなり強いのが、こちらに書いています一般社団法人まほろば自然学校の先生です。自然学的にもかなり知見が高く、学校の出前講座でも積極的に先生たちの授業の中に取り入れているところです。残りと言ったら失礼ですけども、自然と関係あるところやそういった知見が持てるところをなるべく事務局で選別しながら集めていますが、実際にやっぱりちょっと苦労していることは否めないところもあります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） たしか以前、温暖化防止の推進センターでしたっけ、防止活動推進センターでしたっけ、から派遣してもらってはどうですかとお話を委員会の中で1回か2回させていただいたんですけど、そういうのはやっぱり難しかったということなんでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） すいません、ちょっとその辺りの経緯は今持ち合わせていませんが、後から報告でもよろしいですか。しっかりとその中身を調べてみたいと思います。もう一回、どちらと言われてましたか。

○副委員長（段下季一郎君） 福岡県の地球温暖化防止活動推進センター。

○委員長（宮崎吉弘君） 調べてもらっていいですか。

○環境課長（益永 晃君） 分かりました。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑を打ち切ります。じゃあ、後で報告をお願いします。

次に行きます。今度は所管事務調査、プラスチック廃棄物の削減方針について、調査を行いたいと思います。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 所管事務調査でございます。プラスチック廃棄物の削減方針について、調査依頼をいただきましたので、御説明申し上げます。

まず、焼却ごみに含まれているプラスチックごみ、また再資源化されているプラスチックごみ、そして資源化されるプラスチックごみの資源化までの経緯を求められましたので、順次、順序立てて御説明申し上げます。

焼却ごみに含まれているプラスチックごみについてでございますけれども、こちらのほう、現在クリーンヒル宝満が組成調査というものを行っております。具体的には、毎月1回クリーンヒル宝満に集まってきた実際の可燃ごみを開けて、それぞれで分けて量を調べているというようなことをしております。

例えば、4月で言うと、4月の欄の一番下にありますが、単位容量重量というのがありますが、立米当たりで246キロカロリーの重さがあり、それぞれが紙・布類が50.7%、木・竹・わら類が4.9%、そして対象となるビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が24.8%、厨芥類が13.4%、不燃物類が0.9%、そしてその他のもの5.3%となっており、これらの調査を1年間実施しており、年平均は一番右側で書いてあるとおり、現状で言うと21.0%がプラスチックごみであるというような中身でございます。

下の左下になりますけれども、資源化されるプラスチックごみですが、年度ごとで書いてありますが、令和4年度においてはペットボトルが260.37トン、白色トレイについてが1.25トン、令和5年度においてペットボトルが253.90トン、白色トレイが1.34トンとなっております。

また、資源化されるプラスチックごみの資源化までの経緯でございますけれども、まずはペットボトルでございますが、搬入し選別ラインへ投入をし、手選別で異物やキャップの除去をしております。この段階で圧縮機で圧縮してベール化をしております。ちなみに、ベール化されたペットボトル、ちょっと他市のになりますけれども、こうした形で圧縮してベール化を行っているということになります。その後、リサイクル工場へ搬出するんですけれども、月に4回、平均で1回当たり5トンの搬出があっていると聞き及んでおります。前回もお話ししましたが、今ペットボトルについてはコカ・コーラボトラーズさんのボトル・ツー・ボトルのほうで減量化を行っていきまして、きれいに洗った後に切断をして再PETできる樹脂に持っていくレジンというものに戻して、完全循環が行われて

いるところです。

そして、白色トレイについてが搬入後、色つきのもの等の異物を除去しているとのこと
です。そのままの形でヤードに保管し、リサイクル工場への搬出が行われております。こ
ちらについては、2か月に1回で1回当たり220キロぐらいあるというふうに聞いており
ます。これも原料化後、トレイ製品化をされているというようなことです。

なお、この数字については宝満に集まったものでございますので、1市1町合計の数字
となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告ありましたが、質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これは宝満に集まったものというのが最後にありましたが、
例えばこれ以外に市内で、それぞれの自治会が集めているペットボトル、あるいはトレイ、
そういったものも一度データとして集められたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。
市内には岡田にある、何資源さんだったっけ……。 （「創光リサイクル」と呼ぶ者あり）
ああ、そうです、森下さんのところでちゃんとペットボトルは扱っているし、白色トレイ
についてはあそこで油化をしているとかね。あそこは既にもう油化をしたやつで自分のと
ころの物に使っているとか、あるいはあそこは食物油、普通の油ですね、天ぷら油なども
回収して、それを自分のところの車に使うように油化の装置もきちんと持っておられると
いうところではあるんだけど。

プラスチックというところで言えば、市内の例えばマルキョウであるとか、大きなスー
パーでも、こっちはもう色つきも含めて集めたりをされている。ここにある白色トレイだ
けではなくて、色つきも実は資源化できるものというところでは、そういうところで集め
られているものも、市内でどういったものがリサイクルになっているのか。

これから市民に啓発していくときにも、その辺もここでこういうことができますという
ところでは、単に資源の日に出すだけではないやり方もあると思うし、例えば生涯学習セ
ンターにもちゃんとボックスもあって、皆さんちゃんと持ってこられるので、そういった
数字も全部集めて。さらにこれから筑紫野市がどんなふうのリサイクルを進めていくかとい
うところの基礎データになると思うので、まずはその、今市内でどれだけのものが市
民の協力で集められているかというものを集めてはどうかなと思いますが、いかがでしょ
うか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君）　そうですね、ちょっと私自身も勉強不足で組成調査あたりもちょっと知らなかったところもあるんですけども、現状どういった状況か、私自身も把握するとともに、担当者と一緒に状況を把握しながら啓発には努めていきたいと思います。

あと、どうしても今後見込まれている新プラ法、どっちにしる容器包装のプラスチックやプラスチック製品あたりも分別収集に向けて取組を行っていくために、4市1町で同じような形でできないかというようなことと、先進で福岡市辺りが今取組を進めているのをずっと注視しているところですので、その辺りがすぐに始まるものなのか、それともしばらく時間かかるものかもありますので、その辺りも注視しながら包含して考えて取り組んでいきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君）　横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　この表の中で、搬入、選別ラインに投入して手で選別をすると書いてあるのは、これ、ごみとして出されてるんですか。うちあたりは普通ペットボトルはペットボトルで洗って蓋と別にして、まとめて出したりしているんやけど。私はさるびあ学園、さるびあ作業所にペットボトルも紙類もずっと長年、向こうもそれがお金になるものだから捨てに行っとるんやけど。この内容がちょっと。宝満環境センターとかクリーン宝満でどういうことになる。ごみとして出されているものをこうしてるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永 晃君）　お答えいたします。本市のように、専用のペットボトル用のごみ袋で入れてるんですけど、キャップがやっぱりついていたり、ラベルがついていたり、多少ちょっと汚れているものもあるかもしれませんが、そういったものを一つ一つ手でラベルを取ってとか……。今回こっちはラベルじゃなくてキャップですかね。キャップを取って、キャップは別にして、それをプレスするというようなことで。ラベルはたしか取ってなかったと思いますけども、そういった分別は手で行っているというふうに聞いておりますので、ごみからわざわざペットボトルを取ってとかということはございません。

○委員長（宮崎吉弘君）　田中委員。

○委員（田中 允君）　今のような、今もどうのこうの集める方法を言いよったけど、子ども会とかは新聞紙やらキロ幾らとかで取りよるんやろ。それもあんたたち実行しよるわけやろうもん。そげなどの結果はあまり聞かんけど、どのような状況やろうか。今日でなくっていいけど。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永 晃君）　資源ごみ回収の対象がどうしても紙や布、そうしたものにな

りますので、プラスチック自体で補助はちょっと行ってはいないのが現状です。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） こちらの環境基本計画の見直し版でも記載されておりますけれども、容器の梱包廃棄物、例えばペットボトルとかですと今、企業の中でもラベルレスの飲料を販売したりとかしていて、太宰府市さんが前取り組まれてたというのは部長からちょっとお聞きしたこともありますけども、この焼却ごみに含まれるプラスチックごみの中で、恐らく分別される中でやっぱりラベルを外して、可燃ごみにやっぱり入れているという市民の方も多数いらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。そういった部分のプラスチックの部分、ビニール等ですね、というのは今から、計画も示されていますけど、こういった調査なり今後取り組まれていくのかというのも教えていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 決算審査のときにちょっと出させていただきましたけれども、ペットボトル回収・搬入については、ペットボトル自体は350トンぐらい、たしかあったと記憶をしております。いわゆる収益になるペットボトルというのが今250トンぐらいです。100トンぐらいのペットボトルがやむを得ず可燃ごみに、燃やすしかないというような状況です。飲物が残っていたり、灰皿代わりに使われてたりと、その辺りが家庭用の中で出ているのか、それとも事業者さんが置いたペットボトル用のごみの置場に置かれているのかというのが分からないんですけれども、それだけ資源化できるごみというのが100トン以上捨てられているということで、その辺りは本当に残念だなと思うので、もう少しボトル・ツー・ボトルの意味とか、そういう今全て原材料が循環になっているんだよ、環境のためにいいんだよというのは啓発していくに足りるものだと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ごめんなさい、辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 質問ではないんですけれども、プラスチックを今後の課題として集めるということで、過去のことですけど、筑紫野市である一部のグループでプラスチックごみを集めて、新日鉄の燃料として引き取っていただくという活動をしていたんですね。それに対して、市民活動として市から補助を頂いてたんですけど、最終的にはプラスチックって石油だから燃料として十分使えるというところで、大きな袋で集めてやってい

たこともあるので、そういう自分のところから排出するごみの中からプラスチック、きれいなプラスチック、あまり汚れていない、例えばパンが並んでいたトレイであるとか、そういうものを集めて回収するということは市民に呼びかけて、ある一定の数は協力していただけるということだけは、ちょっとそういうのも含めて考えていただいたら、新日鉄は熱源として引き取っていただけるので、そういうのもちょっと検討されたらいいのかなと思っています。

最終的に、やはり宝満で燃やさなければならないという、燃やすしかないごみだけを扱うようにしていくと、かなりの量の焼却ごみの縮減というか。それ以外は全部リサイクルできるんですよ。さっきの新日鉄のはサーマルの部分、サーマルリサイクルという分野での取組になるんだけど、そういうこともできるというところで、これから調べていただくということだったのでお願いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ただ熱源だけやったら、宝満環境センターでもプラスチックやはほとんど化石燃料を使わんでいいっちゃけんね。だから基本的な考えを、そこら辺はつきりしとかないかとやない、やっぱり。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね。田中委員が言われるところもありますけど、急に宝満のことも考慮しないでいきなり分別とかなるともう大変なことになるというのは察しますので、その辺りの動向も踏まえてですね。今の施設というのはどうしても建て替えるわけにはいきませんので、どの辺りまでやるのかというのがちょっとまだ今調査段階でございますので、そこも含めて検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたしたいと思います。

————— ・ —————
休憩 午後 0 時 04 分

再開 午後 1 時 00 分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入らせていただきたいと思います。

職員が入れ替わっておりますので、部長のほうで紹介をしていただいた後に、この農業委員会の改選について、説明をお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 職員が入れ替わりましたので御紹介させていただきます。

まず、農政課長兼農業委員会事務局長の松永でございます。

○農政課長（松永崇臣君） 松永です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農業委員会担当係長の黒屋でございます。

○農業委員会担当係長（黒屋和孝君） 黒屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農政担当係長の刈崎でございます。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） 刈崎です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） じゃあ、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） では、説明をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務報告、筑紫野市農業委員会の改選につきまして、御説明をいたします。

資料の２ページを御覧ください。

農業委員会は、農業委員12人、農地利用最適化推進委員10人で構成されておまして、令和7年4月9日をもちまして各委員の任期が満了となりますので、委員の改選を行います。

農業委員の改選の方法としましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、議会の同意を得て市長が任命することとなっております。また、任命に当たりましては、公正性と透明性を確保するために必要な措置を講じることとなっておりますので、本市では筑紫野市農業委員選考会議設置規程に基づき選考会議を開き、定数条例により12人の農業委員を選考いたします。

３ページの改選スケジュールを御覧ください。

まず、スケジュールの一番上になりますけども、11月1日から先週の12月2日まで募集を行っておりまして、23人の推薦応募がっております。今後の予定としましては、3番の選考会議を1月7日に開催することとしております。選考会議後は、任命手続といたしまして選考結果を市長へ報告いたしまして、委員の任命には議会の同意を必要としますので、3月議会に上程する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けました。質疑のある方ありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私も農業委員会の委員を長くしたんですが、例の法が変わったときにもう議会から出さないという形にしていたんですけど、ほかのところでは、市町村というか、議会から選出の議員というのは、もうどこもないですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今、確認しましたところ、ほかの自治体でもないそうです。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 農転関係で非常にややこしい問題が出てきたり、特に産廃絡みとかいう形で出たときに、ちょっと危惧したのはそういうことで、ちゃんと農業委員会で嫌は嫌とかいうことがちゃんと言えるのかなとちょっと気になったもんだからね。ちょっと思ったのは、やっぱり議会から1人残すというのは必要じゃなかったのかなと言いながら、ちょっと疑念は持っておったんですけど。農業委員会がちゃんとそういう機能がばっちり出ているのであれば問題はないと思うんですけど、その辺の状況をちょっと教えてもらったらいいかなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農業委員会担当係長（黒屋和孝君） 横尾委員の質問にお答えいたします。一応農地転用とかの申請とかで、相談とか申請の受付をする際には、いろんな書類とかがそろっていないと受け付けておりません。まず聞き取りで転用目的を確認させていただきます。その転用目的がほかの法律とかに違反していないかどうかとか、違反しているようであれば関係機関との連携をしながら、その辺を同時進行しながら問題解決と併せながら申請の受付、あるいは許可を出していくという流れになっておりますので、一応その辺は法律に基づいてやっております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 一度、産興の下に産興が所有しとった谷あいがあって、そこをいつの間にブルでならしてしもうとって、そこに結構広い面積を持ってきて、それを第三者に転売すると。その目的は何かつちゅうたら、イチゴか何かを作るという形であって、農業委員会で現地調査したら、やっぱりまたこれはちょっと危ないな、産廃処理場になるんじゃないかなということで農業委員会で否決して、これ訴訟されるかなと思ったら、相手方

が訴訟しなかったからそのまま行っとるけど。あのときはそれなりに農業委員会の会長さん、副会長さんあたりがきちっとしてあったんで、それはもう完全にできたからよかったんだけどと思って、ちょっとそういう心配をしておったんですが、もうそういうことはないということでもいいですね。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 現状農業しているところで、女性が農業を主になってというか半分半分ぐらいでされているところもある中で、農業委員にも女性の参画を求めるというのが、割と福岡県は結構進めてきていると思うんで、そういうふうになんか23人の応募がっている中で、今年度は女性の応募というのはあるのか、あるいはほぼ地域からの推薦だと思うんですが、地域からぜひこの女性をとということで推薦がなかったのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 農業委員会でも、今辻本委員が言われるとおり、女性の登用について、やっぱり3割以上というところで求められているところです。やはり地元からの推薦とか選出とかで出てくる方がいらっしゃって、地元のほうでも今農業委員会が抱えている問題というのが高齢化で男性が多いというのがありますので、できるだけ年齢の若い方というのが一つと、あとやっぱりできるだけ女性の方に出てくださいという声かけは地元のほうでさせていただいています。

ですが、実際、今のところ、もう今応募があっっていますけども、女性の方が5名、推薦、応募で来ておりますので、3割にちょっと満たないかもしれませんが、そこはまた選考会議の中で選考していくという形になっていきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では続きまして、同じく所管事務報告、地域計画の策定について、報告をお願いします。課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、地域計画の策定につきまして、今年度末の公表に向けて、今作業のほう進めておりますので、進捗やスケジュール等について御説明をさせていただきますと思います。

資料の4ページを御覧ください。

以前にちょっと説明した内容と重複いたしますが、改めて概要等について説明をいたしますと、地域計画とはこれまで地域農業の将来の在り方を示しておりました人・農地プラ

ン、この人・農地プランが農業経営基盤強化促進法のこちらの一部改正に伴いまして地域計画と名前を変えて法律に位置づけられた計画となっております。

地域農業の在り方を示します人・農地プランに10年後の1筆ごとの農地の耕作者を示した地図である目標地図、こちらのほうを添付いたしまして、縦覧・公告を経て今年度末までに計画を策定することとされております。

効果といたしましては、農地の有効利用として担い手への集積・集約を図ることや担い手不足の解消につながることで、また耕作放棄地の発生や拡大の防止となることが期待されております。

また、人・農地プランが補助事業の要件となっている事業が今現在多数ございますので、来年度以降、地域計画の策定が補助事業の要件となる予定となっております。

5ページを御覧ください。

策定までのスケジュールといたしまして、スケジュール表の中段、緑色の帯が塗ってあるところになりますけども、昨年の令和5年11月から始まった各地域での話合いのほう在今年令和6年の9月末をもって終わりました。現在、話合いの結果を基に地域計画と目標地図の作成を行っているところでございまして、2月の下旬から2週間程度、縦覧を行うよう準備を今しているところでございます。縦覧後は、農業委員会の意見を聞いて、最終的に策定という流れになっていきます。地域計画の公表につきましては、年度末の令和7年3月31日の予定としております。

6ページから見本といたしまして、牛島地区の地域計画と目標地図を添付をしております。地域計画に記載します主な内容としましては、大まかには一つ目は、6ページの中段辺りにあります地域農業の現状と課題や農業の将来の在り方についてを記載をいたしまして、二つ目につきましては、6ページ下段のほうに農業の将来の在り方に向けた目標を記載することとなっております。

7ページを御覧ください。

大きく、あと三つ目につきましては、先ほどの二つ目の将来の目標、こちらを達成するためのこういった取組が必要かというところを記載する内容となっております。

次の8ページを御覧ください。

このページからは、今回の地域計画で新たに追加された項目となっております。地域内の農業を担う者の一覧を記載することになっておりまして、公表に当たりましては、個人名を伏せた状態で、伏せて番号で表記を行うこととなります。

最後に、9ページを御覧ください。

こちらが目標地図の見本となっております。地図に先ほどの農業を担う者の方の番号を地図のようにこのような形で番号 1、2、3、4 という形で表記をいたしまして、これが耕作者と地図が一致するような形で色分けを行う状態となります。

ほかの地区におきましても、同様に地区ごとの目標地図と計画書を作成いたしまして、それらを取りまとめ、最終的には市のホームページで公表することとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

田中委員。

○委員（田中　允君）　集積、農業の集積とかいろいろやると思うけど、結局担い手不足はどのようにして解消していく予定にしているんですかね。こういう農地に 1 筆ずつ分けていって目標を決めていっても、担い手がおるのかなって、そっちのほう心配になるんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○農政課長（松永崇臣君）　田中委員がおっしゃるとおり、今回地域計画の策定の中で地元のほうに皆さん入っていくと、やっぱり担い手不足とかそういったところは確かに課題として聞いております。目標地図を、今回ちょっとサンプルで載せている分はきれいに色が埋まっているんですけども、ほかの地域によっては、やっぱり耕作者、担い手がいなくてところについては、番号とか色がつかないというような形で地図のほうが出来上がってきます。

我々としても、これ公表後にちょっと期待しているのが、地図を見たときに、どこか田んぼで歯抜きで色がついてなかったり、要は図面を見て分かるような感じで出てきます。そうなったときに、一般の方がこれは閲覧することができますので、例えば今近くで耕作してある方であったりとか、農業法人とかいらっしゃると思うんですけども、そういった方たちが見たときに、ここ農地空いているけど借りれるのかなとか、そういったお問合せが多分増えてくるものだろうと思いますので、そういったところで。今までは人・農地プランというのが言葉だけで図面がなかったから、田中委員がおっしゃるとおり、ちょっと分かりづらいところがあったんですけど、今回図示化することによって、そういった問合せが増えていただければ、うちとしてはつないで貸し借りとかそういったところがあればいいなと期待しているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○農政課長（松永崇臣君） ありがとうございました。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく担当入替えのため休憩します。

休憩 午後 1 時15分

再開 午後 1 時16分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当が代わりましたので、部長のほうから紹介をしていただいた上で説明をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当を入れ替えましたので紹介させていただきます。

本来であれば、川口商工観光課長が来るべきなんですが、ちょっと体調不良のために担当の武藤係長のみにになりますので、よろしくお願いします。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 係長の武藤です。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） お願いします。それでは、二日市温泉事業協同組合が管理する温泉タンク破損事故の状況について、説明をお願いします。

係長。

○商工観光担当係長（武藤智史君） それでは、所管事務報告、二日市温泉事業協同組合が管理する温泉タンク破損事故の状況について御説明させていただきます。

タブレット、もしくは資料の 2 枚目をお開きください。よろしいでしょうか。

では、二日市温泉事業協同組合が管理する温泉タンク破損事故の状況についてということですが、まず温泉タンク破損の経緯でございますが、令和 6 年10月16日水曜日午前 4 時半頃、二日市温泉事業協同組合——三條代表理事になります——が管理する温泉タンクが壊れ、お湯が流れ出ているとの連絡があったため、業者と現場確認したところ、タンク本体、保温材、カバーを突き破いているように破損し、ブロック塀も壊れていたとのことでございます。

次に、原因についてでございますが、はっきりとしたことは不明とのことでございますが、約40年使用したことによる老朽化や瞬間的な圧力の負荷による可能性もあるとのことでございます。

次に、被害状況についてでございますが、集中管理を利用している御前湯や旅館等の温泉が利用できない状況でございますが、大丸別荘、大観荘、博多湯は独自の泉源があるため、通常営業中でございます。

次に、今後の動きについてでございますが、修繕すると再度破損する可能性があるため、修繕を行わず温泉タンク自体を更新、取替え予定ということでございますが、特注となるため数か月かかるとのことでございます。

最後に、事故当時の写真をつけさせていただいておりますが、左が温泉タンク全体の写真、真ん中が温泉タンクとブロック塀が壊れた箇所の写真、右側が温泉タンクが破損した箇所を拡大した写真となります。

以上、御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

城委員。

○委員（城　健二君）　破損の発生時刻が10月16日午前4時半頃ということで、ある程度特定してあるんですが、これは、例えば爆風によってドーンと大きい音がしたから、近くの人がその時間に何かそういう音がしたよという形で特定されているんですかね、この時間は。

○委員長（宮崎吉弘君）　部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君）　そのとおりです。

○委員長（宮崎吉弘君）　城委員。

○委員（城　健二君）　一応破損はこれで分かるんですけど、付近には別に被害はなかったんですか。

○委員長（宮崎吉弘君）　部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君）　破損というか、真ん中の写真を見てもらったら分かるんですけど、ブロック塀が倒れていますよね。その前に、茶の子という飲食店があったんですが、その裏の扉からお湯が中に入って、茶の子さんの中の備品とかがお湯浸しというか水浸しになっているというところで報告を受けておりまして、茶の子さんのほうにもお話をさせてもらって、私どももちょっと一緒にたまたまおったもので、話を聞いた中では、今のところはもう全て中のほうを改修して、一応12月末まででお店のほうも引き払うというもともと予定だったんですけど、中のほうを全部きれいな状態に全部戻して、営業補償等も全て温泉組合で払ってというので、中の整理のほうは終わっているところでございます。被害についてはそこだけです。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、温泉の被害等、入湯税やらで修理されると思うんですけど、市の負担というか、どのように想定してありますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） あくまで事業者が温泉協同組合でございますので、今のところ市の負担は考えておりません。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の田中委員のに関連してですけど、協同組合の組織をちょっと教えてくれませんか。どういうところが組合に入っとるのか、何名ぐらい入ってあるのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 温泉組合の組合員になりますと、今現在が18施設ございまして、メンバー的にはサンテルム延寿館さん、それから松原旅館、私の扇屋旅館ですね、それから御前湯、舞鶴荘と大丸別荘、あと朝日プラザ、あと真光寺さん、お寺さんですね、ユニマットそよ風さん、老人ホームですね、それから二日市翔裕園さん、これも老人ホームですね、あとエクセル17、マンションになります、それと西尾小児科さん、東峰マンションさん、大観荘さん、博多湯さん、花源さん、あと湯の原等々が入ってあるんですけど、先ほど言ったとおり、大観荘さんとか大丸さんとかについては、入っているけど温泉自体は今もらってないという形でされている。その中で組合をつくられて、今理事長がサンテルム延寿館の三條さんが理事長ということでされておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 久芳さんがちょうど組合長してあった頃は、非常に管理するのが大変だから、これを市に受けてくれんやろかちゅうていろいろしてあったんやけど、その後、何もないけど、組合としてもちゃんと事業が成り立っていて、今回の修理代も全部賄えるという形で認識しとっていいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） そのとおりです。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その間、大体温泉やら博多湯やら御前湯やらは沸かす機能があるからよかと思うけど、ほかのマンションのところはどげんなとっちゃろうかと思って。

（「御前湯とは」と呼ぶ者あり）いや、沸かしてなかった。（今、休んでる、休業」と呼ぶ者あり）休業。沸かすとはできるばってん、沸かす機能はあったろう。

○委員長（宮崎吉弘君） それも含めて。部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 今、休業というかお風呂だけでいくと御前湯さんが今休業しているところでございます。あと、それぞれのマンションとか老人ホームさんにつきましては、大浴場が今温泉が入れないので各部屋のほうで普通に給湯、お湯でされているところです。あと、うちみたいなのところの旅館については、温泉がないのでそのまま博多湯さんに行ってもらおうとか、そういう形で今されております。

御前湯については、武蔵財産区さんが所管されておりますので、そこについても、田中委員が言われたとおり、御前湯の場合は循環では加温をしたりとかするんですけど、お湯そのものをそのまま温める装置がございませんので、その辺がちょっと今のところ休業の原因になっているのかなと。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかないですか。横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 最後に一つ。やっぱり筑紫野市の二日市温泉というのは大変なあれだから、そこがずっと休んだらちゅうことやったら、さっき言われた大観荘と大丸別荘と博多湯で本当もう機能を発揮しとらんということやから、市の援助ができんということなのでしょうがなかろうけど、その辺はちゃんと商工観光のほうできちんとうまくリードしてやってください。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 資金の面ではなくて、事業相談とかいろんな面で今のところ、うちのほうも相談を受けながらアドバイス等もやっておりますし、何かあったらすぐ連絡くださいということで、密に理事長さんとも話しながら、あと、地元のほうも地元の温泉ということで、その辺は協力的に動いていただいていますので、できるだけ早い復旧を望むような形で手助けをしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 最後にちょっと私からいいですかね。交換をされるということですけど、これと同等というか、容積とかいったものは同じやつを入れ替えられる、新しくされるという認識でよろしいでしょうか。

○環境経済部長（平嶋顕治君） もとものの温泉タンクが100トンのタンクがございました。この写真載っている一番左側のタンクです、これが100トンです。実際、破裂する前に使っていたのが大体30トンぐらいをためておりましたので、100トンのタンクを特注して作る必要はなかろうという話で、今40トンのタンクのほうでですね。当初、これをFRPとかああいうタンクにしようということで、ちょっといろいろ中で練られていたんです

けど、どうしても値段の折り合いがつかないというので、中身を少しずつ変えながら、できるだけ安く早くする方法というので検討されて、発注しながら、今現在は温泉タンクの解体の作業をですね。これだけの重量物が乗っていて少し傾いていたので、底のほうももべた基礎なり等をちゃんとしていかなきゃいけないだろうということで、そこら辺も合わせたところで今現在やってあるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 分かりました。

ほかないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

次に移る前に、しばらく休憩します。

————— ・ —————
休憩 午後 1 時29分

再開 午後 1 時31分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

部長がお見えですので、まず職員の紹介を兼ねて説明に入っていきたいと思うんですけど、議題が、ロシア侵攻等対応し 5 月29日大幅改正の農業基本法適切実行のため現在不備の市管理農業用水路等の堆砂上げ等維持管理・地元協力等を確実に整備し水路機能不全や同溜マス多量乾電池不法投棄事件発生防止のため等先進他市同様「法定外公共物管理条例」制定等のお願いに関する陳情でございます。

一旦座っていただいて、事務局で朗読をさせますので、その後お願いします。

事務局。

○議会事務局主任（本間俊充君） それでは、陳情・要望等第 9 号の内容について、説明をいたします。

こちらは、用水路を利用するために必要な日常的維持管理を地元と協力するなどの文書が不備であるため通水不可となっている水路があり、砂や不法投棄された乾電池などがたまっている。そのため、先進他市同様、法定外公共物管理条例の制定や制定までの対応をお願いしたいとの内容でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） これに対して、執行部よりお願いしたいと思います。

部長。職員紹介を兼ねて。

○建設部長（野田清仁君） 皆様こんにちは。建設部長を仰せつかっております野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設環境常任委員会の皆様方には、日頃から御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。本日は、2件の陳情、また所管事務調査1件、所管事務報告2件の審査をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず陳情関係になりますけれども、管理保全課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○管理保全課長（菊武秀明君） 管理保全課長の菊武でございます。よろしくお願いいたします。

○公園担当係長（原田裕介君） 管理保全課公園担当係長の原田と申します。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず陳情・要望等第9号に関しまして、菊武から説明をさせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） まず、法定外公共物とは、道路法や河川法などの適用または準用を受けない公共物を言い、代表的なものとして里道や水路がございます。里道や水路は、その多くが生活道路や農業用水路など、地域住民の日常生活に密着したものとして利用されており、日常の維持管理につきましてはその利用者によって行っていております。

この法定外公共物管理条例につきましては、現在水路は筑紫野市普通河川管理条例で対応できてございますが、里道につきましては未制定でありますので、他市の状況の情報収集を行っている段階ではございますが、早期制定に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ありがとうございます。それでは、陳情要望等第9号について、御意見のある方ありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 現状をちょっと詳しく説明して。（「写真があった」と呼ぶ者あり）写真見ても分かんたい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 多分この水路の状況を改善してくれというのも入っているのではないかと。

○委員（田中 允君） だから、現状がどのような状況でどこら辺なのか、これ見ても分からんって。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時35分

再開 午後 1 時38分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） まず、里道・水路ですが、里道・水路は権限的には平成17年から市のほうに全て権限が譲与されたという形になっておりまして、権限に基づく土地の立会だとか、そういったところの管理は市のほうで今行っているところですが、その里道と水路、先ほど言いました日常的な管理、農業用水の利水も含めまして、その利用者の方で通常は維持管理を行っていただいているというところで市としては考えておりますが、今回のこの陳情に出ております農業用水路の一部閉塞期間だとか、乾電池の不法投棄の部分につきましては、農地の中の農業用水路というところの位置づけで今まで利用されていたところが一部未利用の水路になってございまして、そこに砂が堆積しているというところでございますので、そういった未利用の部分につきましては、今後地元と調整しながら、市のほうで対策できれば対策していきたいと考えておるところでございますし、そういった投棄分につきましても、不法投棄とかがございましたら地元と情報交換しながら、情報をいただきましたらすぐ現地確認をして処理を行っており、今回の分につきましても、情報を得てからすぐ職員が行って回収をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、何ページかな、3 ページ辺りのこの写真関係は、もう現状ではこういうことはあつてないと、全て解決しているということでもいいんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） そのとおりでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。田中委員。

○委員（田中 允君） 今後こういう問題がたくさんあると思うたい、筑紫野市は、里道の管理、特に里道やら。そのときは、市に移管されとるやろ、その責任はやっぱり市に

あるわけ。どこにあるわけ、管理責任は、利用者か、市か。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 管理責任は市のほうにございます。

○委員（田中 允君） そこら辺は明確にしとかなとね。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、意見等も出尽くしたようでございますので、これで打ち切ります。

皆様にお諮りします。陳情・要望等第9号におきましては、これをもって周知することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。ただいま周知されました陳情につきましては、今後の議案審査、また所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望第9号の件を終わります。

続きまして、陳情・要望等第10号、市道に対する越境の件で、事務局に朗読をお願いします。

○議会事務局主任（本間俊充君） 陳情・要望等第10号、要望書、市道に対する越境の件。秋冷の候の時期となりました。

さて、表題の件、近隣住宅のブロック塀が境界（国土調査時の話から）からのセンターから3から4センチ幅のモルタルを造作し、その部分のモルタルが市道に越境し、その塀の長さが約40メートルくらいあります。前維持課森下部長から所有者のA氏は注意された経緯があります。その延長線上に間知ブロックも市道に対して大きく越境しています。間知ブロック所有者はBです。現在、維持管理課野田部長に相談するが、何ら解決することなく現在に至っております。解決策として、境界立会するしか方法がありません。所有者のA氏は、是々非々が通じる相手ではありません。このことを総務省に図面、写真、持参し見ていただき、不動産侵奪罪に該当しますとの返答です。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、本陳情内容に対する現状を執行部より説明をお願いします。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 本件につきましては、市道に民地のブロックが越境して

いるということで申出があり、法務局の資料や道路台帳の資料を基に現地調査を行っております。

当該箇所は、現地に境界ぐいが1点ありまして、その境界ぐいの真ん中が境界であるとの前提でブロックが越境しているとのことにつきましては、ブロックに面する現地の境界は1点しかなく、ブロック全体がどのように越境しているかは確認することができない状況でございますが、法務局の字図や道路台帳との関連性を調査したところ、道路幅員等の数値はおおむね満たしている状態であります。

なお、当該箇所は、国土調査が昭和50年前後に行われて、その後にセットバックの分筆がされていますが、その後の境界確定が行われていないところでございまして、一般的には境界確定が行われていないところで、境界ぐいがあるからといってその境界ぐいが境界点を示すものとは考えられておりません。

また、境界を確定するに当たっては、法務局の地図を基に測量を行います。国土調査の時期からして、ある程度の誤差を見込む必要がある上に、境界は測量を行って当事者の合意でもって決まることから、既存の境界ぐいの真ん中が境界との前提では根拠がなく、現状のままでは道路管理上も大きな支障が生じるものでないと解しておりますので、市としてはこれ以上の対応はいたしかねる状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 今説明がありました。御意見のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君） これ、こんなに書いてあるけど、総務省に図面、写真持参し見ていただき不動産侵奪罪に該当しますとの返答でしたと書いてあるんですかね。ここまで言われとって、市はそういう略奪とか言われとって、それ略奪じゃないですよという証明はできないの。それはなぜしないの。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） ただいま菊武課長が申し上げましたとおり、筑紫野市として、現地については市道認定をさせていただいた上で、基本的には当初から市道の幅員の道路台帳、台帳整理をさせていただいております。その台帳上の確認をしたところ、現地についてはおおむねその確保ができているというのが1点です。

もう1点は、法務局に備え付けてある字図、公図ですね、それを市のほうとしても取得させていただきまして、その公図の精度といいますか、そちらが示されておるのが甲の3という状態の測量精度のものでございます。そちらについても一定の誤差があるものと見受けられております。

現地においては、国土調査後にセットバックをされてあるであろうというところの場所、そこに今陳情で申し上げられてますブロック塀が現地に存しておるところでございますけれども、そこにプラスチックぐいが現地に今現在存在はしております。そのくいも我々は確認させていただいた上で、そして一定のその誤差の範囲の中にもあるのかなというところがございしますので、市の管理上、道路法上の管理上であつたり、財産の管理上も幾分、先ほど課長が申し上げましたように、大きな支障が生じておるものではないと解しておりますので、市としては基本的にはこれ以上の対応をしないということでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 通常そういう誤差の範囲とか言うけど、それで済ませるの。いや、俺が言いよるのは、工事するのに費用がかかるなら対費用の面もあるけど、きちっと境界はここですよってしっかり出してから、その次に、これは今通行の邪魔になるわけじゃないし、4センチって書いてあった、何センチやったかな、それ書きちゃったよね、4センチか言うたかな。その結果、じゃあ後から道路工事するときにはセットバックしますからとか、そういう文書を入れるとか、そういう形を取らんと、あなたたちはこれもう職務放棄やもん。何もせんで、誤差の範囲ですって。測ったとな。境界があるっちゃろうが。そして、その境界面からちょっと出とっちゃろうもん。それはどげんして説明するとね。だから、俺が言いよるのは、きちっと測量して、そしてその結果4センチぐらいと。これは通行上支障がないので、今度改良工事されるときには元に戻しますとか、そういう文書を入れさせるはずよ、普通は。俺はそういう経験何回もあるから。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩にします、いいですか。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後2時08分

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

○副委員長（段下季一郎君） 田中さんのさっきの質問で、最初。

○委員長（宮崎吉弘君） 質問してもらっていいですか。押して。

○委員（田中 允君） 測量した結果、結果はみ出しととなら、それはもう工事は次の段階でいいと。でも、現に今、測量もしないで、そのときやりますとかそういう問題やな

くて、きちっと1回測量してなさいって、市の侵略されとるかどうか。（「侵奪」と呼ぶ者あり）侵奪、それ本当かどうか分からんよ、俺も知らんけん。そげん言われて、誤差で、いや15センチの範囲内で言うてから済むの。俺、そっちのほうが不思議でたまらん。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 先ほど私からも御答弁申し上げさせていただきましたけれども、基本的には法務局に備え付けてあります字図、それと市が当初から管理している道路台帳、それに基づいて現地も確認させていただいたところ、財産管理上、あと道路の通行上、大きく支障があるものではないと、今のところ解しております。

今、田中委員が言われます境界のきっちりした明示についても、この陳情者御本人さんとも現地でも御協議をさせていただいておりますけれども、その当事者の方からの申請があった折には、市も境界査定を当然やっていきながら、そこで境界を明示していくというお話をさせていただいたところでございますので、市として、今回こちらの測量について実施するということは考えておりません。

以上でございます。

○委員（田中 允君） 考えんでいいとたい、あんたが考えんで。だから管財課でせれって言いよるわけやから。侵奪、侵奪罪（「侵奪罪」と呼ぶ者あり）侵奪罪、こげんまで書いって、誤差の範囲やけんって、それで済むとなって言いよったい。管財課は誰な、管財は。管財を呼んできて。あんたやなくて、管財ば呼んできてんな。管財がどげな管理してるか、市有財産を。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） あくまで市道でございますので、市道の管理については建設部になります。管財課ではございません。

○委員（田中 允君） 土地も財産やから。

○建設部長（野田清仁君） 基本的には道路法に基づいての道路の管理をさせていただいているところでございますので、建設部として管理をさせていただいているところでございます。

○委員（田中 允君） そうだけど、最終的な管理は市の財産やから。

○建設部長（野田清仁君） ですから、道路としての管理を我々でさせていただいてございます。

○委員（田中 允君） あんたが管理しよるだけで、財産は市の財産やから。

○建設部長（野田清仁君） 建設部で管理させていただいておりますので、今現在進めて

おりますとおり、相手方からの申請に基づいた境界査定をこちらで進めさせていただくということになってまいります。

以上でございます。

○委員（田中 允君）　じゃあ、第三者が異議を申し立てたときはどげんなる、ここで異議申立てとったい、第三者がな。そうなったらもう……。

○委員長（宮崎吉弘君）　録音なので、ボタンを押してもらっていいですか。

○委員（田中 允君）　誤差の範囲で済ませるとして言いよるたい。誤差の範囲で済ませるの。それが前例になる、逆に言えば。

○委員長（宮崎吉弘君）　部長。

○建設部長（野田清仁君）　基本的にはまだその境界の査定を行っておりませんので、実質的にはそこについての境界の査定においては、本人さんからの申請に基づいて、申請があった折には市も境界査定をさせていただきます。そのときに明確に境界がなってまいりますので、そのときに、そこに影響しているのか、影響していないのかというのは明確になるかと思っております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君）　田中委員。

○委員（田中 允君）　だから、第三者がそこに申請したときにそれを明らかにする義務があるんじゃないの。しなくていいの、そのときで、市の答えとして。異議を申し立てたら、あんた、いやこれはこうですって証明せないかん。だから、誤差の範囲内で済ませるとかって言いよる。

○委員長（宮崎吉弘君）　部長。

○建設部長（野田清仁君）　今の委員さんのお尋ねでございますけれども、今現在、そちらのくいについても、基本的にはその本人さん、第三者のほうから、ここにくいがあるけれども、実質的にはそのブロック塀が少し出ているよねというお話でございます。でも、このくい自体が実質的には昭和57年当時であろうと思われる、要は国土調査後にセットバックされたときのくいであろうと考えられます。その後、実質的にはブロック塀を宅地の造成等でつくられたのかもしれませんが、作り直されたかもしれませんが、その後、市のほうとしても道路の舗装工事であったり、いろんなことをやっている可能性もございます。

ですから、今、御本人さんが言われているのは、境界ぐいの中心に基本的に十字ぐいがありますと。十字ぐいがある中のその十字ぐいの中心点からブロック塀が出ていると。これは現地を確認させてもらっていますけど、このブロック塀の面とこの境界ぐいの中心点

については、一、二センチでございます。これから真っすぐ上がっていったら、そこに笠木みたいな状態で出ています。それがまた一、二センチ出ているということで、現地のほうでも御本人さんがずっと説明されたところでございます。

しかしながら、このくい自体が、私が先ほど申し上げましたような、いろんな経過でもって、多少なりこれが動く可能性もありますと。ですから、基本的にはその境界ぐいがあるからと言ったとしても、先ほど課長も当初説明しましたように、その中心、その境界ぐいの中心の1点が、その1点が境界だというその根拠になってないという状態が基本的にあります。

もう一つは、先ほど私も申し上げましたように、法務局に備え付けてあります公図、これも基本的には甲の3という表示がございますので誤差が含まれている。そういったものを総合的に勘案しながら、市に備え付けてあります道路台帳、そういったものを総合的に見て、現地も確認したところ、道路幅員も一定確保できるというところから、道路の通行上、財産の管理上も大きな支障が生じるものではないということで解しておりますので、市としては、今後、当事者御本人さんからの申請が上がった折には、当然ながら境界査定を行いながら境界を明確にしていくという事は行いますけれども、今現状で市のほうが自ら、こちらの方についての測量までやって境界を明示することはありません。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、向こうが申請せなできんわけやろ。あんたが言いよることは。向こうが申請しないとできないって言いよるんでしょう。おかしかろうもんって言いよりたい、それは。（「田中さんの言ってることがおかしいですよ」と呼ぶ者あり）何でや。何、向こうが申請せないけんちゅうことは、向こうがそのままはみ出しとって、侵奪しとったら、誰が境界査定してくれる言うの。通常そうやろうもん。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員はどういうふうに思われますか。

○委員（横尾秋洋君） いやいや、現地見とらんけん何とも言えん。

○委員（田中 允君） 自分のはみ出しとったら、自分から測量してくれとか言わんよ。そうやろうもん。それをあんたが相手が申請せなされんとか言うけど、それはおかしかろうもんって言いよりたい。あんたが相手が申請せんとせん言うたやない、今。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと水かけ論やから、ちょっと1回……。

○委員（田中 允君） ちょっと1点だけ確認して。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 相手が申請せんと測量はせんわけでしょう。それでいい。明確に。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今回の件だけでようございますか。

○委員（田中 允君） いや、一般的やろうもん。

○建設部長（野田清仁君） 一般的でよろしゅうございますか。

○委員（田中 允君） 今回だけでもいいたい、まずは。

○建設部長（野田清仁君） 一般的な話でさせていただきます。

実質的には、境界査定においては、基本的には道路に面するところ、そちらについては当事者、例えばその土地の所有者の方が必要に迫られたときにおいては、当然申請者のほうが申請を上げられることになってまいります。しかしながら、市のほうが基本的には道路改良等、そういったところの事業を行う、要するに主体的になるとき、そのときには市のほうがほかの地域も含めてやっていくようになりますので、その折々に応じて境界査定のやり方が変わってくるかと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員、どうぞ。（「何回言いよんな、俺が。納得しとらんとに。と呼ぶ者あり）どうぞ、いいですか。

○委員（田中 允君） それで、もう何度も繰り返すけど、とにかく民地がある、民地の人が申請せなしないということやろう、今の話も。なら申請しないほうがよかろうがって。その人がわざわざ家を建て替えるときに申請するの。現地でそれで法律通つとるってこと、今言う、あなたたちが法廷に出されとっちゃから、何で向こうから申請するの。誰が申請せないかんの。そこを明確に答えて。そげん言うたやろうが。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開します。

どうぞ。

○副委員長（段下季一郎君） この件は、市としては法的にこの境界を確定させなければならない、その誤差が認められているわけですから、その誤差は許容されているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） そのものの国土調査の時点での誤差も発生してますし、測量における現地に境界を復元するときにも誤差を発生するものですので、今ある境界のセンターが境界だという前提には、市としては認めることは今のところできません。

○委員長（宮崎吉弘君） 段下副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 例えば、それで法的にですよ、市としては行政指導できないわけですよ。それで、その所有者に対して、じゃあ測量し直さないということも市としては通常はできないわけですよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 今のところ、その疑いでもって相手様にその境界の復元をしてください、費用を出して境界をしてくださいということは言うことはできません。

（「前提が違うと思う、話がずれてしまう」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員、押してください。

○委員（田中 允君） 話が擦れ違うとるから、俺が言いよることと彼が言いよること、全然趣旨が違うんよ。あなたがさっきから向こうから申請があったら測量、査定しますて言いよるけんね。家建て替えるとき、一々測量もせんし、登記簿謄本でもう国土調査が済んだところは、土地やら登記簿、売買するよ、普通ね。そういう中において、わざわざ向こうからしないって言いよる。減っとうと思ったらするよ。だけど、はみ出しとる分まで向こうから申請はしないって言いよるたい。それに対しての答えを出してない。全然出とらん。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 現在の不動産の売買におきましては、不動産の売買時点での面積の確定というのは必要に応じてということでございますが、ほとんどの方がされていると思います。面積が、国土調査のときの面積と実測値の面積の差がございますので、もちろん台帳上の面積での売買も認められておりますけども、それは不動産の取引においてのもともとの、確定されて後にトラブルが起きないようにということで面積を確定されての売買というのが今の大きな流れじゃないかなと考えおります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いや、全然違う。違うね。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと待って。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、ボタンを押してもらって、横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今日はこの結論は出らんから、現地を見せてもらって、それで判断しよう。幾ら机上のあれをしても。ただし、これ陳情だから、大体読み送りぐらいやったんやけど、今回田中委員が非常に主張が大きいから、1回現地見て。どうなのかを見てみたいなと思って。そうしないと、もう結論は出らんと思うよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 一応、横尾委員の意見は今意見として。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） お尋ねなんですけど、この要望を出された方は市の、何ていうか、権利が侵されているというふうに言っているんですけどね。この最後の、不動産侵奪罪に該当しますって言われているけど、今のところ市はそんなふうには考えてないというところ。自分のところの財産が侵されている、そのことと、これを確定させるための費用負担、それからこの1件が前例となって全市でやらないといけなくなるようなことがあるということは、むしろ市の事業としてそこまでやる必要はないと。それはちゃんと法的にも15センチぐらいの幅の誤差は認められているから、今のところ必要がないと。不動産侵奪罪もそれほど大きな問題ではないと。これが1メートルぐらい道路ががばっと取られてるなら別だけど、今のところ使用にも問題ないしというところ。それは行政として今のこの判断で、もうこの現状のままでいいという判断をしたというふうに受け止めていいわけでしょう。どうなんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） おっしゃるとおり、現状のままで支障がないと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 道路の支障がないとかやなくて権利の問題を言いよるわけやから。道路の交通の支障がないとかそういうふうに言いよるとやないとよ。法的にきちっと境界を定めるためにはどうしたらいいのちゅうたら、向こうが言わないとされんよって言うたやないね。だから、それに対して、なら向こうははみ出した分に対しては測量してくれとか、市に立ち会ってくれとか言うわけないやないって言いよる。でも、引っ込めた分についてやったら言うよ、やっぱり市民やけん。だからそれを言いよるわけよ。だから、それを向こうが持たん、向こうが持たんちゅうか、そういうときに測量しないままスムーズに行くから、こっちのほうは。何もそれで通つとるっちゃけ、国土調査と。

○副委員長（段下季一郎君） じゃあ、その五、六十万の測量費は誰が出すんですか。

○委員（田中 允君） 市が、誰が出さんって、市が出さんと誰が出すんな。

○副委員長（段下季一郎君） 市がなぜ出すんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか、ちょっと待ってください。課長、回答をお願いします。今のことについて。課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 境界の査定は、その対象となる今陳情書を上げている方ではなくて、今言われている対岸の方の土地になりますので、測量して境界を決めるというのは、当事者同士での境界の立会いをして確認することになります。それは市のほうが、じゃあ逆に境界を決めさせてくださいと相手方に言うときに、相手方さんが、いや、境界はここじゃなくてここですよという話になって、境界が、協議が調わない場合は次にどうなるかという、筆界特定制度を利用して法務局に申立てを行います。筆界特定制度で申し立てても収まらない場合は、今度は訴訟になります。訴訟になりますと、今度は市のほうが境界立会について、ここでいいですかの話で申し立てますから、もし、このケースは仮にですけど、仮に行くとこのケースは市のほうが訴訟を起こさないといけないようなことになってきますので、そういった費用全てを鑑みまして、この3センチから4センチという土地の部分の今の疑義の問題については、今のところ市としては費用を発生することができないという判断をしているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 費用は出さないかんってこと、負担。俺も不動産で全部取ってから何十年とやってきとるわけやから、そういうとはもうよく分かってる。国土調査の済んだとは大体登記簿謄本でやっていくから、宅地やら特にね。山林やらは誤差が出てくるから、まだ測量してないところもあるし、筆界未定やらがたくさんある、山林やらはね。ここはもう市とその何とかさんの問題やから（「Aさん」と呼ぶ者あり）Aさんの問題やけんね。それをやっぱり第三者から指摘されて、その許容の範囲で、15センチの許容の範囲で済ますとかって言いよる。済ませますって言うなら、それで言えば。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。部長がいいですか。

○委員（横尾秋洋君） うん、済ませてって。

○副委員長（段下季一郎君） うん、済ませて、済ませますって、それでいいと思う。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 今説明したとおりで、現状のままで支障がないと考えております。

○委員（田中 允君） うん、もうちょっときちっと。誤差の15センチの範囲でいいんですかって言いよっちゃけん、それを認めたってはつきり言えばいいやないの。そこを言わ

んやない、答えのときに。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 15センチの範囲内はもう誤差のうちに入っとるって言ったろう、さっき。だから、今その誤差の範囲内やから、もうそれはしませんよということやろう、それははっきり15センチ以内だからしませんよと、それをはっきり言ってみてください。（「15センチ以内だからですかね」と呼ぶ者あり）そう言うたやろうが。

○委員長（宮崎吉弘君） なら、言ってもらっていいですか。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時29分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 15センチという数値だけをもって誤差という判断ではなくて、いろいろ、資料を基に現地調査した結果、もともとの国土調査が持った誤差も含めて、今の境界ぐいの正当性とか、全てを含めての判断になります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） あんた、15センチと言うたの取り消しなさい、取り消さないなら最初から数字を使いなさんな。（「15センチって言ったのは私だから」と呼ぶ者あり）いやいや、部長が言ったんやけん。

○建設部長（野田清仁君） 誤差を持っているという状態は確かにあるんですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 取り消す取り消さないということじゃなくて、あくまで、先ほどから申し上げていますように、国土調査から分筆をされて今公図というのができています。公図ができておりまして、そこに示されている測量の精度、それに基づいている誤差というのも1点ですね。だから、それと道路台帳であつたり、そういうもろもろの諸資料含め、現地も確認をした、その中で大きな支障がないというところで、市としては現状のままで進めさせていただくということで判断しております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、通常そういう処置でやってきとるということですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今日まで、境界査定とかいろんなことをやってきておりますけれども、実質的には今お話ししたような趣旨の中で全て境界査定というものを行っておるところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そういう形で放置されたものはもうそのまま放置して、向こうから指摘されんとしないということやろう。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） あからさまに、基本的には道路の通行上支障が大きくあるとか、今後例えば通行に支障が生じるような状況があるとか、そういったときには道路の管理上の問題から相手との協議を進めてまいりますけれども、今現状の道路の通行空間、そういうところも含めて、現地を見て判断をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） よく大きな河川のときやら、ずっと堰堤に野菜を植えたりしよるたい、農業やら。それはもうおおむね認めとるたい。おおむね河川やら作りよるところたくさんあるやろう、したらいかんよとか注意するところもあるけども。だから、そのように支障がないから認めとるわけですか。相手から申請があっても、それについてはもう誤差の中で片づけるとね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 先ほどから私も菊武課長も申し上げますように、誤差というのが1点でございます。誤差だけでもってそれを認めているということでは、先ほどから申し上げてないと思います。あくまで誤差、そういうところは道路台帳であったり、その現状のところを確認した上で、大きな支障があるものではないというところで、基本的には財産上、道路管理上も支障がないと判断しているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ以上で、意見も出尽くしておりますので、これで打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第10号につきましては、執行部からの説明及び皆さんからの意見を通して、一つ、資料を基に現地調査が行われていること、それからもう一つ、幅員等の数値はおおむね満たしていること、もう一つ、道路管理上も現状のままで大きな支障が生じるものではないこと、また市としてはこれ以上の対応はできかねると、できないということが分かりましたので、これをもって本件の取扱いを終了することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、陳情・要望等第10号の件を終わります。お疲れさまです。

それでは、しばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時51分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告、公園施設長寿命化促進事業の進捗状況について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 公園施設長寿命化促進事業の進捗状況について、御報告を申し上げます。

資料、よろしいでしょうか。（「この資料ですよね」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮崎吉弘君） さっき配られた、違うよね。最初から配られとった。はい。

○管理保全課長（菊武秀明君） 今年度より着手させていただいております公園施設長寿命化促進事業の公園施設長寿命化計画策定についてでございます。4月から予備調査を行いまして、11月末までに健全度調査まで完了をしております。

次に、公園施設長寿命化計画策定の対象公園数の変更を行っております。当初、市内公園の216公園のうち80公園を抽出し長寿命化計画を策定する予定でしたが、予備調査や健全度調査を進めている過程で、80公園以外にも補助金の活用など策定効果が見込める公園が28公園ありましたので、合計108公園の長寿命化計画を策定いたします。

次に、健全度調査の結果につきましては、下の表のとおりとなりますが、大きく二つに分かれまして、ベンチやフェンスなどの公園施設と遊具がございます。それぞれにAから

Dまでの判定を行っておりまして、A判定は、全体的に健全である施設でございます。B判定は、全体的に健全であるが部分的に劣化が進行しているもので、劣化部分については定期的な観察が必要なものとされております。C判定は、全体的に劣化が進行しておりまして、利用し続けるためには部分的な補修や更新が必要なものとされています。D判定は、全体的に顕著な劣化であると、重大な事故につながるおそれがあることから、利用の禁止あるいは緊急的な補修もしくは更新が必要とされるものという定義でございます。

特に、C判定とD判定に注意を要しますが、今後長寿命化計画を策定する中で、予防保全か事後保全かライフサイクルコストが低くなる方法を検討し、適切な管理を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君）　健全度調査の結果において、特にD判定の部分が公園施設も遊具もあって、今後の更新等については地元の要望等を踏まえて適宜更新をされていくふうに捉えておいてよろしいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○管理保全課長（菊武秀明君）　特に撤去をするものにつきましては、緊急的な撤去をさせていただきますが、その後につきましては地元の意向等を聞きながら進めさせていただこうと思っております。

○委員長（宮崎吉弘君）　ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君）　それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、総合公園大型複合遊具補修事業について、報告をお願いします。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君）　総合公園大型複合遊具補修事業につきまして、御説明を申し上げます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

総合公園の大型複合遊具、通称天拝の船の現状につきまして御説明を申し上げます。天拝の船は、公園施設長寿命化計画の策定の対象としておりまして、予備調査及び健全度調査を実施する中で、劣化判定のC判定を受けております。先ほど申しましたとおり、C判

定は全体的に劣化が進行しており、その中でも更新が望ましいと判定されているところでございます。その更新が望ましいと判定を受けた大きな理由といたしましては、修繕を実施しても現在の遊具の安全基準を満たすことができず、危険な状態が続くとなるというところでございます。現在までに、直ちに危険がある部分についての修繕は完了しておりますが、老朽化に対応して、なおかつ現在の安全基準を満たす補修までは実施ができておりません。

また、同様に天拝の船近くにありますローラー滑り台につきましても、劣化判定のCで更新が望ましいとの判定を受けている状況でございます。

皆様も御承知のとおり、総合公園と言えば、天拝の船とローラー滑り台と言うほど認知度が高く、おかげさまでいろいろな情報誌に取り上げられるほどの福岡都市圏では有名な遊具でございます。老朽化が進む中で、将来的な取組について検討すべく利用者のアンケートを実施させていただいております。総合公園の利用者アンケートの調査結果もつけさせていただきますので御覧ください。

令和6年9月13日から10月31日までの間で、対象者は総合公園利用者及び昨年度と今年度に遠足で利用された小学生で、回答数は総合公園の利用者が375名、小学生が628名の合計1,003名の方からの御協力をいただきました。

次のページからが調査結果になりますが、総合公園に来られた目的としましては、4分の3の方が天拝の船とローラー滑り台を目的に来られていることが分かりました。次のページでは、天拝の船の今後についての質問では、新設もしくは修理で9割を超える方が天拝の船の存続を望んでおられることが分かりました。そのほかにも、総合公園に設置してほしい遊具や御要望や御意見を頂戴しておりますので、今後の総合公園の整備運営に生かしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、総合公園は年間10万人の方に御来場いただいております、特に天拝の船、並びにローラー滑り台は筑紫野市のシンボルとしても定着している遊具でありますので、この公園施設長寿命化計画策定の予備調査及び健全度調査の結果及びアンケートの調査の結果を踏まえまして、利用者が安全に利用できるよう、対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 存続の意向は重々分かりました。ちょっと教えていただきたいん

ですけども、設置がいつされて、今どれぐらいの年数が経過しているのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 天拝の船は平成12年に築造されております。現在24年が経過している段階でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員の質問はそれだけですか。

○委員（前田倫宏君） 一旦は。どれだけ経過したかという参考に。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありますか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） ちなみに、これは導入当初、結構な費用がかかったのではないかなと思うんですけども、どれぐらいの導入コストがかかったんですか、その導入当時。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 初期の総工費というところで今把握しておりますのは、1億4,270万円ほどでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） その総工費というのは、船とその周辺も含めてなのとか、大体で。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） おおむね天拝の船に関わる場所です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 劣化判定ではもう厳しいというところでございますが、更新が望ましいというふうな部分で出てきているのかなと思いますけれども、そういった中で需要がアンケート調査でも顕著に出ていますから、市として今後のスケジュール等、新たな取組も含めてまた御報告いただけるというふうに認識しておいてよろしいですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 御報告をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

入替えのため、しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時03分

再開 午後 3 時03分
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、会議を再開します。

職員の紹介をしていただいた後に説明をお願いします。天拝公園の道路整備状況について。

部長。

○建設部長（野田清仁君） それでは、続きまして所管事務調査になります。

所管が変わります。土木課職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○土木課長（深見勝彦君） 土木課長の深見と申します。よろしくお願いいたします。

○土木整備担当係長（坪井 望君） 土木課土木整備担当係長をしております坪井といいます。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） では、説明をお願いします。課長。

○土木課長（深見勝彦君） それでは、天拝公園内の道路整備状況について、御説明させていただきます。

委員会説明資料に沿って説明させていただきます。資料の 1 ページを御覧いただけますでしょうか。

この事業の概要を書かせていただいております。事業の目的につきましては、令和 5 年度末に供用開始しました公園の北側道路を含めまして、天拝公園、天拝山、武蔵寺などの観光資源を利用される方々のさらなる利便性の向上を図るため、駐車場や周辺道路の整備を行うこととございます。

工事の概要につきましては、大きく分けると天拝公園周辺の道路拡幅工事、それと駐車場の整備工事、あとあじさい園の舗装工事となっております。また、工事によります通行止めなどの影響がございますので、周辺の方々や関係者に対しましては、工事の着工前に工事案内の文書を配布することや目の前で工事を行う方々につきましては、直接訪問しまして説明を行うことで工事に対する御理解や御協力をいただいております。

資料の 2 ページを御覧いただけますでしょうか。

今回、工事を行っているところの位置図を添付しております。駐車場と道路整備箇所が真ん中辺り、南側があじさい園の舗装整備箇所となっております。

続きまして、資料の3ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらが工事の平面図を添付しております。駐車場整備工事と記載しております部分につきまして整地を行いまして、約30台の駐車場を整備するものです。その下に、グレーの網かけになっていきますけども、道路拡幅工事と記載している部分ですが、こちらはもともと車道が約4メートルの幅員がございまして、その横に約2メートルの歩道がありました。今回整備する駐車場への車の出入りが円滑になりますよう、約6メートルの道路に拡幅し整備するものでございます。

なお、歩道につきましては、公園内に通路を整備することで、歩行者は園内のほうを通行していただいて、安全性を確保していきたいと考えております。

続きまして、資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらがあじさい園の平面図を添付させていただいております。図面の真ん中辺りにグレーで網かけしている部分ですけれども、こちらの舗装工事を行うことになっております。あじさい園につきましては、アジサイの開花時期など多くの方が来られていることから、園路を整備することで利用者の観覧しやすさや快適性の向上につながるよう、今回舗装工事を進めているところでございます。

以上で天拝公園内の道路整備状況について、説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方ありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　あじさい園の舗装工事やけど、毎回は私は参加してないけど草取りが非常に大変で、この舗装するところに草もたくさん生えるので、その部分だけが、要はアスファルトか何かでやるのか、それから何か砂利か何か敷いてやるとか。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○土木課長（深見勝彦君）　今のところアスファルトをしまして、ちょっと色がつけられたらなというところで考えております。普通の黒にちょっと色をつけて、ちょっと見栄えよくできればと考えておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　田中委員。

○委員（田中 允君）　インターロッキングにすればよかろうもん。この舗装ちゅうたら、アジサイのきれいな花が咲いているのに、おかしかよ。（「道路道路なるよりかつちゅうことね」と呼ぶ者あり）うん。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○土木課長（深見勝彦君） 一応舗装で色をつけることで、いつもの道路の真っ黒な舗装とはちょっと変わってくるので、見栄えはよくなるかと考えておりますので、お願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いや、それが、インターロッキングというだけで。舗装はずっと水が流れるたい。インターロッキングは地下に浸みとおるから。浸透型だから。そういうのも含めてどうやろかと言ひよるだけ。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 貴重な御意見ありがとうございます。今回の舗装のほうも基本的には少し目が粗いといいますか、普通の密粒じゃなくて、びちっと詰まっているんじゃないくて、隙間が空いてるようなのでやっていきたいと考えているんですけど、いろいろ舗装に関しては、今のところカラーというか色つきでできればなどは考えておりますけど、整備に当たっては、検討しながら進めていきたいなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） このアジサイのところで、この灰色の部分が今言われたアスファルト舗装と。この部分は通路になって、ここは何もやらないんですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） そうですね、城委員が言われましたように、ほかにも通路があるのにというところでございますけども、人が一番集中するところということで今のところ考えておりますので、今この色をつけているところをということで捉えていただければと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 今言われたとおりなんですけども、せっかくだから、ここにせっかく見に行って、例えばアジサイの時期というのはやっぱり梅雨どきで雨が降ったりする。そして、じゃあこのところは歩いて行けるけど、ほかのところを歩くと何かべちょべちょになっていたりしたら歩きたくないなというお客さんが多いんじゃないかなと思ったのでちょっとお話ししたんですけどね。なら、結構です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと、これから見ると2時の方向になるかな、そうすると上の段のほうに階段があるんだけど、あそこのところまで、階段ぐらいまで舗装してくれるとさらにいいかなと思うんですけど、ちょっと現地を見てから判断してほしいと思います。

○委員（辻本美恵子君） 今で、この10時の方向が階段がある。（「そうやろ、階段がついとるけんね」と呼ぶ者ある）だから、どっちかというと、右からずっと、さっき言った、ぐるっと上の段、あじさい園って書いてあるところが車止めてるところで。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ごめんなさい。図の見方として見れば、10時の方向が階段の方向で、ここを上がっていけば上の駐車場になるかなと。城さんが言われている、そのじゅくじゅくしているのは、これでは9時の方向のところが一番、昔の何か水路が残っているところで、一番じゅくじゅくしているところ。ちょうど、議会が担当しているところがこの辺にあって、結構夏の最初はじゅくじゅくしているんですね。だから、できたら9時方向をちょっと延ばしたほうが、じゅくじゅくがあれかなと思って。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。もう勝手にしゃべらんでください。

○建設部長（野田清仁君） 9時の方向に真っすぐということですかね。こちらの整備といたしますか、先ほど横尾委員も言われました、ここを皆さんがボランティアの中でしていただいて本当ありがたいなと思っております。実質、経済同友会の方々が中心になってやられているというのありがたいなと思っております。そちらの方々とも十分話をさせていただきながら、どういうふうな形で、また追加するのかというのはこの予算の具合もございまして、いろいろ話をさせていただきながら進めさせていただければなと思っております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 私からいいですかね。先ほどのアスファルトの件と、それと城委員、辻本委員のべちゃべちゃするという、高速道路で吸湿性のあるアスファルトというのは御存じですかね。それで施工されるんじゃないかなと私は思っているんですけども。吸湿性のあるアスファルトで、しかもカラー舗装という認識でよろしいでしょうか。

課長。

○土木課長（深見勝彦君） 一応今日の御意見を聞きまして、透水性の舗装がございまして、そういったところも検討してみたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ここの公園の整備計画が前あったと思うんだけど、あと残っているところは何かまだありますか。大体これが終われば全て計画が終わるのか。先ほどのあじさい園のほう駐車場のところからずっと向こうに行くと、何というかな、天拝公園のほうに行くところがあるんだけど、あの辺にちょっと遊具もあるし、あの辺の整備計画も

きちっとしてくれると、さらに子どもたちの遊び場所になるんじゃないかなと思っています。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 横尾委員が言われましたように、まだこの天拝公園も結構傷んでいるところも多々見受けられるかなと思っています。今後将来において、この天拝公園、あともう一つは天拝山ですね、また武蔵寺、基本的には先ほど深見課長が申し上げましたように、やっぱり観光資源の一つとして市としても捉えております。この公園も含めて、そういった整備も今後検討していく必要があるかなと思っていますので、検討して、予算の必要が生じた場合にはまた議会のほうにも提示しながら、御理解、御協力を賜ればなと思っています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 横尾議員の関連ですけども、ここの地域は昔、何か遊具があったけども今はないみたいな声をいただいたことがあるんですね、子育て世代の方から。最近はプレーパークとか、いわゆる冒険遊び場というやつ、常設型とか臨時でやる場合とかいろいろあると思うんですけども、やはり子どもの意見を聞くというふうに計画の中で定めが出ていますので、こっちの遊具でも取られていたような形でアンケートとかを取られるといいのかなと思うんですけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 実質的に遊具であったり、私がちょっと申しあげましたのは、天拝公園の山道のところにトイレとかもございますが、トイレも大分古うございます。そういったものの施設更新とか、そういったこともやっぱり考えていかないと、やはり観光資源としての一つの活用。今言われましたように、現状的にプレーパークとして利用もされてある公園でもございますので、そういったところも含めた上で、この公園の整備をまたさらにしていこうという考え方を整理した上で、実質的には事業費とか計画内容とか、今、段下副委員長が言われますように、例えば必要が生じればアンケート調査とか、そういったのも出てくるんじゃないかなと思います。そういったのを総合的に整理しながら、今後の整備検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時20分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。これをもちまして建設環境常任委員会を散会いたします。

—————・—————・—————
散会 午後 3 時20分